

四半期報告書

(第7期第2四半期) 自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(E03614)

第7期第2四半期（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	10
第3 【設備の状況】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【株価の推移】	50
3 【役員の状況】	50
第5 【経理の状況】	51
1 【中間連結財務諸表】	52
2 【その他】	139
3 【中間財務諸表】	140
4 【その他】	153
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	154

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【四半期会計期間】	第7期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
【会社名】	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 北山 禎介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)5512-3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 山崎 武
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,825,751	2,077,552	1,817,108	3,901,259	4,623,545
連結経常利益	百万円	357,136	353,237	190,962	798,610	831,160
連結中間純利益	百万円	243,660	170,592	83,281		
連結当期純利益	百万円				441,351	461,536
連結純資産額	百万円	4,622,792	5,268,853	5,257,748	5,331,279	5,224,076
連結総資産額	百万円	102,551,964	105,927,629	111,033,760	100,858,309	111,955,918
1株当たり純資産額	円	394,556.25	460,168.95	404,976.05	469,228.59	424,546.01
1株当たり中間純利益 金額	円	32,782.19	21,694.19	10,092.43		
1株当たり当期純利益 金額	円				57,085.83	59,298.24
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	27,514.41	20,840.67	9,964.41		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円				51,494.17	56,657.41
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.07	10.60	10.25	11.31	10.56
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,330,906	1,237,836	1,630,228	6,760,740	5,782,588
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,883,317	668,677	2,511,133	4,769,454	5,086,559
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,234,728	63,688	28,294	1,244,945	102,112
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,478,784	2,452,448	3,643,014		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				1,927,024	2,736,752
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	41,936 [13,238]	46,442 [13,472]	47,884 [9,419]	41,428 [13,320]	46,429 [13,448]

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を適用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
 3 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益	百万円	321,340	23,936	49,659	376,479	111,637
経常利益	百万円	319,112	11,655	33,771	364,477	89,063
中間純利益	百万円	318,223	9,366	32,074		
当期純利益	百万円				363,535	82,975
資本金	百万円	1,420,877	1,420,877	1,420,877	1,420,877	1,420,877
発行済株式総数	株	普通株式 7,733,653 優先株式 315,101	普通株式 7,733,653 優先株式 120,101	普通株式 7,890,804 優先株式 103,401	普通株式 7,733,653 優先株式 120,101	普通株式 7,733,653 優先株式 120,101
純資産額	百万円	3,252,213	2,940,122	2,940,370	2,997,898	2,968,749
総資産額	百万円	3,929,752	4,001,470	3,991,957	3,959,444	4,021,217
1株当たり配当額	円		普通株式 5,000 第1回 第4種 67,500 優先株式 第2回 第4種 67,500 優先株式 第3回 第4種 67,500 優先株式 第4回 第4種 67,500 優先株式 第5回 第4種 67,500 優先株式 第6回 第4種 67,500 優先株式 第7回 第4種 67,500 優先株式 第8回 第4種 67,500 優先株式 第9回 第4種 67,500 優先株式 第10回 第4種 67,500 優先株式 第11回 第4種 67,500 優先株式 第12回 第4種 67,500 優先株式 第1回 第6種 44,250 優先株式	普通株式 7,000 第1回 第4種 67,500 優先株式 第2回 第4種 67,500 優先株式 第3回 第4種 67,500 優先株式 第4回 第4種 67,500 優先株式 第9回 第4種 67,500 優先株式 第10回 第4種 67,500 優先株式 第11回 第4種 67,500 優先株式 第12回 第4種 67,500 優先株式 第1回 第6種 44,250 優先株式	普通株式 7,000 第1回 第4種 135,000 優先株式 第2回 第4種 135,000 優先株式 第3回 第4種 135,000 優先株式 第4回 第4種 135,000 優先株式 第5回 第4種 135,000 優先株式 第6回 第4種 135,000 優先株式 第7回 第4種 135,000 優先株式 第8回 第4種 135,000 優先株式 第9回 第4種 135,000 優先株式 第10回 第4種 135,000 優先株式 第11回 第4種 135,000 優先株式 第12回 第4種 135,000 優先株式 第1回 第6種 88,500 優先株式	普通株式 12,000 第1回 第4種 135,000 優先株式 第2回 第4種 135,000 優先株式 第3回 第4種 135,000 優先株式 第4回 第4種 135,000 優先株式 第5回 第4種 135,000 優先株式 第6回 第4種 135,000 優先株式 第7回 第4種 135,000 優先株式 第8回 第4種 135,000 優先株式 第9回 第4種 135,000 優先株式 第10回 第4種 135,000 優先株式 第11回 第4種 135,000 優先株式 第12回 第4種 135,000 優先株式 第1回 第6種 88,500 優先株式
自己資本比率	%	82.76	73.48	73.66	75.72	73.83
従業員数	人	135	137	165	131	136

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	英領ケイマン 諸島	千米ドル 1,350,000	その他事業 (金融業)	100					
SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited	英領ケイマン 諸島	千英ポンド 250,000	その他事業 (金融業)	100					
SMBC Preferred Capital USD 3 Limited	英領ケイマン 諸島	千米ドル 1,358,000	その他事業 (融資業)	100 (100)					
SMBC Preferred Capital GBP 2 Limited	英領ケイマン 諸島	千英ポンド 251,500	その他事業 (融資業)	100 (100)					

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

3 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、SMFG Preferred Capital USD 3 Limited、SMBC Preferred Capital USD 3 Limitedであります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成20年9月30日現在)

従業員数	47,884人
[外、平均臨時従業員数]	[9,419]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,981人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(平成20年9月30日現在)

従業員数	165人
------	------

(注) 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

1 クレジットカード事業戦略の推進に係る組織再編

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」)及び株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)は、平成20年9月29日に、中間持株会社の株式会社SMFGカード&クレジット(以下、「FGCC」)の設立に加え、三井住友銀行が、株式会社セントラルファイナンス(以下、「CF」)、株式会社オーエムシーカード(以下「OMCカード」)、及び株式会社クオーク(以下、「クオーク」)に係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うこと、前記の会社分割により三井住友銀行に交付されるFGCC株式をSMFGに移転するため、SMFGがFGCCを完全子会社化する株式交換を行うこと、及びSMFGが、三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」)、CF、OMCカード及びクオークに係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うことを取締役会で決議いたしました。

(1) 三井住友銀行からFGCCへの会社分割(簡易分割)

会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、三井住友銀行からFGCCへの吸収分割を行います。

会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、三井住友銀行を分割会社とする分社型吸収分割。

吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式の割当の内容

FGCCは、三井住友銀行に対しFGCC普通株式22,049株を割当交付します。

割当株式数の算定の考え方

本件会社分割に際してFGCCが三井住友銀行に割り当てる株式の数の算定は、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券SMBC」)に依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、FGCCが三井住友銀行から承継するCF、OMCカード及びクオークの普通株式に係る価値算定を行うことで、当該承継資産等の価値を算定し、次にFGCCの株式価値の算定を行った上で、三井住友銀行に対して割り当てる普通株式数を算定しております。

吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号 株式会社SMFGカード&クレジット

事業内容 子会社及び関連会社の経営管理等

資本金 100百万円

(2) SMFGによるFGCCの完全子会社化に係る株式交換(簡易株式交換)

株式交換の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGとFGCCの株式交換を行います。

株式交換効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式交換に係る割当の内容

	株式会社三井住友フィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	株式会社SMFGカード&クレジット (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	1,493
株式交換により発行する新株式数	SMFGは、その保有する自己株式32,919株を株式交換による株式の割当てに充当します。	

(注) FGCCの普通株式1株に対して、SMFGの普通株式1,493株を割当交付します。ただし、SMFGが保有するFGCCの普通株式200株については、株式交換による株式の割当ては行いません。

株式交換に係る割当内容の算定の考え方

本件株式交換の株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券SMBCに依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、SMFGの株式価値については市場株価法による算定を行い、FGCCの株式価値については時価純資産額法による算定を行うことで、株式交換比率を算定しております。

株式交換完全親会社の概要

商号 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれらの業務に附帯する業務

資本金 1,420,877百万円(平成20年9月30日現在)

(3) SMFGからFGCCへの会社分割(簡易分割)

会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGからFGCCへの吸収分割を行います。

会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、SMFGを分割会社とする分社型吸収分割。

吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式の割当の内容

FGCCは、SMFGに対しFGCC普通株式100株を割当交付します。

割当株式数の算定の考え方

吸収分割承継会社であるFGCCは、SMFGの完全子会社であり、また本件吸収分割の方法が分社型分割であることから、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数にかかわらず、SMFGの純資産額の変動は生じません。そのため、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数は任意に決定いたしました。

吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号 株式会社SMFGカード&クレジット

事業内容 子会社及び関連会社の経営管理等

資本金 100百万円

2 株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併

CF、OMCカード及びクオークは、平成21年4月1日を効力発生日とする3社の合併(以下「本合併」)について、平成20年9月29日に最終合意し、同日開催の各社の取締役会での決議を経て、「合併契約書」を締結いたしました。なお、本合併は、それぞれの株主総会の承認及び関係当局の認可を前提としております。

(1) 合併の目的

現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個品割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。

このような環境認識の下、CF、OMCカード及びクオークは、各社の顧客基盤、営業力、ノウハウ等を結集・融合し、クレジットカード事業と個品割賦事業を核として、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマーファイナンス会社を実現すべく、平成20年2月29日に、3社が合併することについて「基本合意書」を締結いたしました。その後、合併準備委員会を中心に本合併に向けての協議を重ね、このたび、「合併契約書」を締結いたしました。

(2) 合併の方法

OMCカードを存続会社とし、CF及びクオークを消滅会社とする吸収合併方式にて合併いたします。

(3) 合併比率

会社名	OMCカード (存続会社)	CF (消滅会社)	クオーク (消滅会社)
合併比率	1	0.85	20

(注) 1 株式の割当比率

効力発生日の前日のCF及びクオークの最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有するCFの普通株式1株につき、OMCカードの普通株式0.85株の割合を、クオークの普通株式1株につき、OMCカードの普通株式20株の割合をもって割当交付します。ただし、CFが保有する自己株式(9,002千株)及びCFが保有するクオーク株式(480千株)への割当交付は行いません。

- 2 OMCカードが合併により新たに発行する株式数等
普通株式153,815千株(予定)

(4) 合併比率の算定根拠

OMCカード、CF及びクオークは、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性を期すため、OMCカードは野村証券株式会社(以下「野村証券」)を、CFは日興シティグループ証券株式会社(以下「日興シティグループ証券」)を、クオークは大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券SMBC」)を今回の合併比率算定のための第三者評価機関として任命し、合併比率算定書を受領しました。野村証券は、OMCカードとCFについて市場株価平均法、類似会社比較法、配当割引分析等による評価を行い、クオークについて類似会社比較法、配当割引分析等による評価を行い、合併比率のレンジをOMCカード 1 に対し、CF 0.67~1.11、クオーク 18.35~34.76と算定しました。

なお、野村証券は、合併比率の算定に当たり、OMCカードが平成20年9月29日付で公表した「第三者割当による新株式の発行並びに転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」に記載のSMFGによるOMCカードへの第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」)を考慮しております。野村証券は、合併比率の算定に際して、公開情報及び野村証券に提供された財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びその関係会社の資産または負債について、個別の各資産、各負債(偶発債務を含みます。)の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、野村証券に提供された各社の財務予測その他将来に関する情報については、OMCカードの経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

日興シティグループ証券は、本合併の諸条件、統合する当事会社の事業等を分析した上で、OMCカード及びCFについては市場株価法、類似上場企業比較法及び理論配当割引法により、また、クオークについては類似上場企業比較法及び理論配当割引法により評価・分析を行い、その結果を総合的に勘案した上で合併比率のレンジをOMCカード 1 に対し、CF 0.79~1.00、クオーク 19.25~29.46と算定しました。なお、日興シティグループ証券は、合併比率の算定に当たり、本第三者割当増資を考慮しております。

日興シティグループ証券は、合併比率の評価・分析に際して、OMCカード、CF及びクオークから提供された情報、公開されている情報並びにその他一切の情報が、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれら情報の正確性及び完全性についての検証を行っていません。また、各社及びその関係会社の資産及び負債について、独自の評価若しくは査定及びその実在性の検証を行っていません。各社の財務予測並びにその前提条件については、OMCカード、CF及びクオークの現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

大和証券SMBCは、OMCカード及びCFについてはそれぞれ市場株価法、DCF法(理論配当割引法)等により評価を行い、クオークについては類似会社比較法、DCF法(理論配当割引法)等により評価を行い、その結果を総合的に勘案した上で合併比率のレンジをOMCカード 1 に対し、CF 0.83~0.97、クオーク 19.28~25.21と算定しました。なお、大和証券SMBCは、合併比率の算定に当たり、本第三者割当増資を考慮しております。

大和証券SMBCは、合併比率の算定に際して、OMCカード、CF及びクオークから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各社及びその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、各社の財務予測については、各社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、大和証券SMBCが提出した合併比率の算定結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

OMCカードは野村証券による合併比率の算定結果を参考に、CFは日興シティグループ証券の合併比率の算定結果を参考に、クオークは大和証券SMBCの合併比率の算定結果を参考に、各社が交渉・協議を行い、上記合併比率を決定いたしました。

(5) 合併の期日

平成21年4月1日(予定)

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

商号 株式会社セディナ

事業内容 クレジットカード事業、個品割賦事業、融資事業、その他

3 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご注意ください。

1 業績の状況

(1) 経済金融環境

当中間連結会計期間の経済環境を顧みますと、高騰を続けていた原油価格が7月半ばをピークに下落に転じるなか、米国では住宅市場の調整や信用収縮などを受けて景気の停滞が続き、欧州でも景気の減速感が強まりました。アジアでは総じて景気の拡大が続きましたが、インフレ率の高まり等を受けて、成長速度は幾分減速しました。わが国におきましては、設備投資の減少や欧米向け輸出の増勢鈍化などから、景気の停滞感が強まりました。

金融資本市場に目を転じますと、米国のサブプライム危機の拡がりや世界的な景気減速懸念の強まりを背景に、欧米の主要株価指数は5月をピークに下落傾向に転じ、クレジット市場や短期金融市場における信用スプレッドは期末にかけ大幅に拡大しました。国内では、長期市場金利である10年物国債の流通利回りと日経平均株価が6月半ばにかけて上昇したものの、その後は景気後退懸念の高まりや欧米金融市場の動揺を受けて、国債利回りは低下し、株価は下落しました。円の対ドル相場は8月に110円台をつけた後、円高方向に転じました。

こうした中、金融界におきましては、6月に、わが国金融・資本市場の競争力強化に向けて、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直しなどを盛り込んだ、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立しました。

(2) 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、10,681億円と前年同期比455億円の増益となりました。これは、三井住友銀行において、国際業務部門での貸出金残高の増加や利鞘の改善等により、資金利益が前年同期比353億円の増益となったこと等が主因であります。

営業経費につきましては、成長事業領域強化のためのシステム投資やお客さまの利便性向上を目的とした拠点・施設拡充のための投資を行ったこと等を主因に、前年同期比616億円増加の5,389億円となりました。

与信関係費用は、債務者の業況悪化による貸出債権の劣化や、一部海外金融機関宛債権での与信コスト等の発生を主因として、前年同期比1,590億円増加の3,021億円となりました。

株式等損益は、株式等償却が減少したことにより、前年同期比276億円改善して197億円の損失となりました。

持分法による投資損益は、一部関連会社の業況悪化により、前年同期比251億円減益の61億円の損失となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比1,622億円減益の1,909億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は前年同期比873億円減益の832億円となりました。

なお、サブプライムローン関連の証券化商品等につきましては、46億円の損失処理を行いました。その結果、当中間連結会計期間末時点におけるサブプライムローン関連の証券化商品の残高は、償却・引当控除後で13億円であります。この他、サブプライムローン関連以外の証券化商品等について109億円の損失処理を、また、モノライン保険会社との取引について17億円の損失処理を行いました。

次に、第2四半期連結会計期間の経常利益及び四半期純利益は、それぞれ1,173億円、251億円となりました。

主な項目の分析は、以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間につきましては、監査法人のレビューを受けております。また、第2四半期連結会計期間につきましては、監査を受けておりません。

(単位:億円)

	当中間連結 会計期間	第2四半期		前中間連結 会計期間	前中間連結 会計期間比
		第1四半期 連結会計期間	連結会計期間		
連結粗利益	10,681	4,719	5,961	10,225	455
資金運用収支	6,785	3,301	3,483	5,995	789
信託報酬	12	5	7	22	△9
役務取引等収支	2,839	1,346	1,493	2,934	△94
特定取引収支	△3	△851	848	1,183	△1,187
その他業務収支	1,046	917	129	89	957
営業経費	5,389	2,751	2,637	4,773	616
不良債権処理額	3,030	1,142	1,887	1,434	1,595
貸出金償却	1,535	325	1,209	650	885
個別貸倒引当金繰入額	1,096	762	334	624	472
一般貸倒引当金繰入額	242	11	231	125	116
その他	155	43	112	34	121
株式等損益	△197	△50	△147	△474	276
持分法による投資損益	△61	14	△76	190	△251
その他	△92	△53	△39	△200	108
経常利益	1,909	736	1,173	3,532	△1,622
特別損益	△4	9	△13	△29	24
うち減損損失	13	7	6	32	△18
うち償却債権取立益	9	3	5	3	5
税金等調整前中間(四半期)純利益	1,905	745	1,159	3,503	△1,597
法人税、住民税及び事業税	464	232	232	539	△75
法人税等調整額	157	△277	435	892	△734
少数株主利益	450	209	240	365	85
中間(四半期)純利益	832	580	251	1,705	△873

(注)連結粗利益=(資金運用収益-資金調達費用)+信託報酬+(役務取引等収益-役務取引等費用)
+(特定取引収益-特定取引費用)+(その他業務収益-その他業務費用)

与信関係費用 (= -)	3,021	1,139	1,881	1,431	1,590
------------------	-------	-------	-------	-------	-------

事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は3,483億円、信託報酬は7億円、役務取引等収支は1,493億円、特定取引収支は848億円、その他業務収支は129億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は3,014億円、信託報酬は6億円、役務取引等収支は1,017億円、特定取引収支は736億円、その他業務収支は18億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は156億円、信託報酬は0億円、役務取引等収支は2億円、その他業務収支は119億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は360億円、役務取引等収支は542億円、特定取引収支は111億円、その他業務収支は301億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	301,405	15,600	36,015	△4,644	348,377
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	539,222	22,502	50,240	△42,544	569,421
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	237,816	6,902	14,224	△37,900	221,043
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	688	14	—	—	703
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	101,713	279	54,278	△6,940	149,331
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	132,565	274	58,178	△10,374	180,643
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	30,851	△5	3,900	△3,434	31,312
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	73,699	—	11,135	—	84,834
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△5,648	—	243	12,118	6,713
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△79,347	—	△10,891	12,118	△78,120
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,842	11,934	30,140	△31,002	12,915
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	10,498	63,811	61,003	△31,254	104,059
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	8,656	51,876	30,863	△251	91,144

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各事業の主な内容
- (1) 銀行業……………銀行業
 - (2) リース業……………リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業
- 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間7百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
- 4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は3,483億円、信託報酬は7億円、役務取引等収支は1,493億円、特定取引収支は848億円、その他業務収支は129億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は2,801億円、信託報酬は7億円、役務取引等収支は1,261億円、特定取引収支は783億円、その他業務収支は110億円となりました。

海外の資金運用収支は699億円、役務取引等収支は234億円、特定取引収支は64億円、その他業務収支は18億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	280,131	69,917	△1,672	348,377
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	420,596	171,938	△23,113	569,421
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	140,464	102,020	△21,441	221,043
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	703	—	—	703
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	126,124	23,443	△236	149,331
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	154,529	26,450	△336	180,643
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	28,404	3,007	△99	31,312
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	78,386	6,447	—	84,834
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△562	△4,179	11,455	6,713
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△78,948	△10,627	11,455	△78,120
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	11,048	1,867	—	12,915
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	100,950	3,109	—	104,059
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	89,902	1,242	—	91,144

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当第2四半期連結会計期間7百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

貸出金

貸出金は、株式会社三井住友銀行において、海外で高格付け企業への貸出を積極的に行ったこと等により、前連結会計年度末比 1兆3,328億円増加して63兆4,777億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	621,448	634,777	13,328
うちリスク管理債権	10,927	14,154	3,227
うち住宅ローン(注)	152,277	153,920	1,643

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及び事業の種類別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日現在					平成20年9月30日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	50,975,712	—	549,503	51,525,216	100.00	51,391,929	6,235	589,243	51,987,409	100.00
製造業	5,626,919	—	6,463	5,633,382	10.92	5,752,525	—	10,568	5,763,094	11.09
農業、林業、漁業及び鉱業	138,474	—	24	138,498	0.27	110,967	—	461	111,428	0.21
建設業	1,412,863	—	3,105	1,415,969	2.75	1,218,200	—	2,760	1,220,961	2.35
運輸、情報通信、公益事業	2,938,207	—	4,839	2,943,046	5.71	3,203,528	3,024	5,503	3,212,055	6.18
卸売・小売業	5,412,323	—	8,825	5,421,149	10.52	5,139,653	3,211	25,103	5,167,969	9.94
金融・保険業	4,470,634	—	726	4,471,361	8.68	4,459,964	—	6,944	4,466,908	8.59
不動産業	7,816,290	—	200,908	8,017,198	15.56	7,451,269	—	173,480	7,624,749	14.67
各種サービス業	5,869,034	—	74,434	5,943,468	11.54	5,648,334	—	66,301	5,714,636	10.99
地方公共団体	633,009	—	—	633,009	1.23	781,875	—	—	781,875	1.50
その他	16,657,955	—	250,175	16,908,131	32.82	17,625,609	—	298,119	17,923,729	34.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,415,935	100,426	151,987	8,668,349	100.00	11,314,139	37,641	138,567	11,490,348	100.00
政府等	42,466	—	—	42,466	0.50	31,509	—	—	31,509	0.27
金融機関	537,499	272	705	538,477	6.21	959,583	—	262	959,845	8.35
商工業	7,020,306	97,878	145,438	7,263,622	83.79	9,209,398	36,448	137,853	9,383,700	81.67
その他	815,663	2,276	5,843	823,782	9.50	1,113,647	1,192	451	1,115,292	9.71
合計	59,391,648	100,426	701,490	60,193,566	—	62,706,068	43,877	727,811	63,477,758	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況 (株式会社三井住友銀行単体)

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比2,730億円増加して1兆769億円となりました。

これは、国内外の景気減速を背景に企業倒産が増加したこと等によるものであります。債権区別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が1,513億円増加して2,691億円、危険債権が1,238億円増加して5,258億円、要管理債権が21億円減少して2,820億円となりました。

なお、不良債権比率は前連結会計年度末比0.38%上昇の1.62%となりました。

(単位:億円)

	平成20年3月末	平成20年9月末	平成20年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,178	2,691	1,513
危険債権	4,020	5,258	1,238
要管理債権	2,841	2,820	△21
合計	8,039	10,769	2,730
正常債権	639,282	653,434	14,152
総計	647,321	664,203	16,882
不良債権比率 (= /)	1.24%	1.62%	0.38%
直接減額実施額	3,338	4,461	1,123

有価証券

有価証券は、金利動向を踏まえたオペレーションにより、国債の残高が減少したこと等から、前連結会計年度末比1兆7,216億円減少して、21兆7,958億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	235,175	217,958	△17,216
国債	93,399	85,001	△8,398
地方債	4,392	3,950	△442
社債	38,807	38,290	△516
株式	37,497	36,212	△1,284
うち時価のあるもの	30,388	29,424	△963
その他の証券	61,077	54,503	△6,574

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益 (株式会社三井住友銀行単体)

(単位:億円)

	平成20年3月末	平成20年9月末	平成20年3月末比
満期保有目的の債券	170	70	△99
子会社・関連会社株式	10	△489	△500
その他有価証券	7,557	6,298	△1,259
うち株式	9,363	7,824	△1,538
うち債券	△1,295	△564	730
その他の金銭の信託	△0	△1	△1
合計	7,738	5,877	△1,860

繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引き続き保守的に行っておりますが、残高は、前連結会計年度末比474億円増加して1兆330億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	9,855	10,330	474
繰延税金負債	520	298	△222

預金

預金は、前連結会計年度末比8,924億円増加して73兆5,830億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比1,765億円増加して3兆2,546億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	726,906	735,830	8,924
国内	668,476	662,847	△5,628
海外	58,429	72,983	14,553
譲渡性預金	30,781	32,546	1,765

純資産の部

純資産の部合計は、5兆2,577億円となりました。

このうち株主資本は、3兆1,156億円となりました。内訳は、資本金1兆4,208億円、資本剰余金577億円、利益剰余金1兆7,612億円、自己株式△1,242億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、3,269億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金4,631億円、繰延ヘッジ損益△1,141億円、土地再評価差額金350億円、為替換算調整勘定△571億円となっております。

2 キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は△1兆7,389億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は+4兆994億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は+851億円となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は3兆6,430億円となりました。

3 対処すべき課題、研究開発活動

(1) 対処すべき課題

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱と、世界的な景気減速懸念の高まりを受け、当社グループを巡る事業環境は厳しさを増しております。当社グループは、平成20年度を、「不透明・不確実な環境変化に適切に対応しつつ、着実に前進する年」と位置付け、引き続き、潜在的な損失発生・拡大の芽に早期に対処するとともに、限りある経営資源を成長分野に傾斜投入し、中長期的な成長の実現に向け、中期経営計画で掲げた「成長事業領域の重点的強化」及び「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点に着実に取り組んでまいります。

成長事業領域の重点的強化

(個人向け金融コンサルティングビジネス、支払・決済・コンシューマーファイナンス)

個人のお客さまにつきましては、株式会社三井住友銀行における金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」を実現してまいります。具体的には、昨年12月に銀行等による保険販売が全面解禁されたことを受けて取扱いを開始いたしました終身、定期、医療等の6種類の保険商品、投資信託、個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社が提供する投資一任契約に基づく資産運用サービス等の商品ラインアップの一層の充実を図り、引き続き、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上とコンサルタントの増員を進めるとともに、支店、SMBCコンサルティングプラザといった多様な形態の店舗を展開してまいります。

次に、クレジットカード事業につきましては、同事業を統括する中間持株会社「株式会社SMFGカード&クレジット」を本年10月に設立したほか、来年4月を合併期日とする株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併契約を締結いたしました。引き続き、当社グループでは、合併会社と三井住友カード株式会社を軸に、グループトータルでのスケールメリットの追求及び提携各社の強みを活かしたトップラインシナジーの極大化を通じて、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。加えて、プロミス株式会社との協働事業につきましても、引き続き、ローン契約機の増設等を通じて推進し、お客さまのライフスタイルに応じた健全なファイナンスニーズにお応えしてまいります。

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

法人のお客さまにつきましては、引き続き、お客さまの多様なニーズに的確にお応えする質の高いソリューション提供に取り組んでまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行におきまして、シンジケート・ローン、ストラクチャード・ファイナンス等の多様な資金調達手法や、M&Aを通じた事業拡大・再編など、お客さまの経営課題に対するソリューション提供を、法人営業部等の営業拠点とコーポレート・アドバイザー本部との協働や、大和証券エスエムビーシー株式会社との連携を通じて推進してまいります。また、営業拠点とプライベート・アドバイザー本部との協働を通じて、事業承継、職域取引等の個人と法人のお客さまのニーズが重なる分野を強化いたしますとともに、本年4月に新設いたしましたグローバル・アドバイザー一部を通じて、国内外の拠点の連携を推進し、お客さまの海外進出や海外における事業展開等に対するソリューション提供を一段と強化してまいります。加えて、成長企業育成ビジネス、公共法人・地域金融機関取引、環境ビジネスといった成長分野における取組みにつきましても引き続き推進してまいります。

リース事業におきましては、当社グループと住友商事グループとの戦略的提携に基づき、昨年10月に三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足いたしました。銀行系リースと商社系リースのノウハウを結集し、取扱商品の多様化、差別化を推進することにより、お客さまにとって、より付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。また、株式会社日本総研ソリューションズにつきましては、ITサービス事業分野において更なる成長を図るため、本年9月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データと広範な範囲での事業提携及び、これを前提とした資本提携を行うことで基本合意いたしました。今後、システム構築・運用やIT・セキュリティ関連コンサルティング業務等、グループ一体となったソリューション提供を一段と強化してまいります。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

本年6月、株式会社三井住友銀行は、英国の大手金融機関であるバークレイズ・ピーエルシーと、同社に対する約5億ポンドの出資及び業務協働について合意いたしました。また、高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、本年4月に株式会社三井住友銀行にアジア・大洋州本部を設置し、より地域に密着した機動的な業務運営を進めるとともに、昨年来推進しておりますベトナムエグジティブバンク及び国民銀行(韓国)との業務提携、及び、本年10月に合意しました、同行持株会社KBフィナンシャル・グループへの出資や、第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)などアジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいります。加えて、プロジェクトファイナンス、船舶ファイナンスといった株式会社三井住友銀行が強みを持つ特定プロダクツの強化につきましても、引き続き進めてまいります。

(自己勘定投資、アセット回転型ビジネス)

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱が続き、世界的に景気減速懸念が高まる中、「リスク資産の価格調整プロセス」は長期化し、不透明感を増しております。自己勘定投資、アセット回転型ビジネスにつきましては、調査・分析機能の強化とリスク管理の高度化を一層進め、当社グループの資産効率・資本効率を改善する手法の開発に中期的な観点から取り組んでまいります。

持続的成長に向けた企業基盤の整備

当社グループは、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

コンプライアンスにつきましては、引き続き、国内外を問わず、法令等の遵守を徹底し、磐石の体制を構築してまいります。また、CS・品質の向上につきましても、今後とも、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化してまいります。

リスク管理につきましては、平成18年度末に導入したバーゼルⅡ(新BIS規制)への対応を着実に進め、一段と高度化してまいりますとともに、株式会社三井住友銀行におきましては、本年4月に設置した与信モニタリング室を通じて、法人営業拠点に対する支援・指導を実施する等、与信管理体制を継続的に強化してまいります。また、世界的な景気減速懸念が高まる中、本年10月には、株式会社三井住友銀行に米州リスク管理部、欧州リスク管理部を新設し、リスク管理の一段の強化をグローバルベースで図ってまいります。

人材マネジメントにつきましても、意欲を持った従業員による、より上位の職務へのチャレンジや担当職務の拡大を通じて、お客さまにより質の高いサービスを提供できる体制を築いてまいります。

また、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指し、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

なお、今年度の通期業績につきましては、国内外での景気減速を背景とした与信関係費用の増加に加え、株式相場の低迷による株式等の減損額の増加等が見込まれることから、本年5月に発表した業績予想を見直し、連結経常利益で4,800億円、連結当期純利益で1,800億円を予想しております。

このように通期の連結業績が前年度比減益の見込みとなることを踏まえまして、今年度の普通株式一株当たりの配当予想を、前年度実績比2,000円増配の14,000円から、前年度実績と同水準の12,000円に2,000円減額させていただきます。これに伴い、普通株式の中間配当金を一株当たり7,000円とし、期末配当金を一株当たり7,000円から5,000円に変更させていただきます。

当社グループは、今年度、これらの取り組みを通じて、不透明・不確実な環境変化に適切に対処しつつ、持続的成長の実現に向けた取り組みにも弛まず挑戦し、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

(2) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は32百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成20年3月31日から先進的計測手法を採用しております。なお、平成19年9月30日は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,420,877
	うち非累積的永久優先株(注)1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	57,869	57,759
	利益剰余金	1,491,378	1,761,220
	自己株式(△)	123,855	124,240
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	44,806	60,105
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△8,428	△57,108
	新株予約権	27	56
	連結子会社の少数株主持分	1,414,273	1,814,874
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,151,737	1,409,104
	営業権相当額(△)	36	223
	のれん相当額(△)	96,648	191,746
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	41,372	42,602
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	4,069,277	4,578,762
	繰延税金資産の控除金額(△)(注)2	—	87,444
計 (A)	4,069,277	4,491,317	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注)3	527,987	463,820	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	693,073	263,958
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	39,163	37,209
	一般貸倒引当金	48,889	64,131
	適格引当金が期待損失額を上回る額	193,061	13,070
	負債性資本調達手段等	2,507,177	2,368,389
	うち永久劣後債務(注)4	1,055,578	870,112
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)5	1,451,598	1,498,277
	計	3,481,365	2,746,760
うち自己資本への算入額 (B)	3,481,365	2,746,760	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	738,262	730,976
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	6,812,380	6,507,101
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	49,351,076	50,088,982
	オフ・バランス取引等項目	10,487,217	9,917,595
	信用リスク・アセットの額 (F)	59,838,293	60,006,577
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	378,136	291,765
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	30,250	23,341
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	4,034,689	3,134,164
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	322,775	250,733
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を 乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	64,251,120	63,432,507
連結自己資本比率(第一基準) = E/L × 100 (%)		10.60%	10.25%
(参考)Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		6.33%	7.08%

(注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成19年9月30日現在360,303百万円、平成20年9月30日現在310,203百万円であります。

2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成19年9月30日現在860,287百万円、平成20年9月30日現在1,003,197百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成19年9月30日現在1,220,783百万円、平成20年9月30日現在915,752百万円であります。

3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

なお、当社は、平成20年11月19日開催の取締役会において、Sakura Preferred Capital(Cayman) Limitedが発行した優先出資証券を平成21年1月26日を予定日として全額償還することを承認する決議をしております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当社に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	当社優先株式 ^{(注)4} と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Equity Securities(Cayman), Limited(“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited (“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	Series A-1 変動(金利ステップ・アップなし) Series A-2 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Initial Series 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSB Treasury Company L.L.C.(以下、「SBTC-LLC」という。)が発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率/Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(a)清算事由<清算、破産または清算的公司更生>の発生、(b)会社更生、会社整理等の手続開始、(c)監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余额の範囲内であっても、当該現事業年度の翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余额を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余额の範囲内で支払われる。

5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案配当証券がなければその限度額となる「残余额」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

3. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書(注)2を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間(注)3中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示(注)4を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示(注)5を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間(注)6中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示(注)4若しくは配当減額指示(注)7がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式(注)1に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能金額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 <ol style="list-style-type: none"> (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式(注)8(もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した金額 <ol style="list-style-type: none"> (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示(注)5又は配当減額指示(注)7がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書(注)2が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間(注)3中に到来する場合には、監督期間配当指示(注)4に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間(注)6中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

第3 【設備の状況】

(1) 【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
第四種優先株式	50,100
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	15,684,101

(注) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)の施行による株式への振替制度の適用に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、「決済合理化法」の施行日の前日を効力が生ずる日として、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、定款の一部を変更しております。効力発生日の当社の普通株式の発行可能種類株式総数は1,500,000,000株、発行可能株式総数は1,500,684,101株となります。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,890,804.77	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
第1回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第2回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第3回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第4回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第9回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)3
計	7,994,205.77	同左	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第4回及び第9回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求

各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

取得の条件

ア. 取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は318,800円とする。

イ. 取得請求権行使価額の修正

各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が105,100円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。

ウ. 取得請求権行使価額の調整

(ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。

(I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)} \\ \text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{時価}} \end{array}$$

(II) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価} - \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権)の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数})}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数- (下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当社に普通株式の交付を請求することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(II)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

$$\frac{\text{対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額}}{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}} \times 100\%$$

- (v) 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および端株買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅲ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびごとに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- (キ) 本ウ.(上記(ウ)を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ. 上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。

- オ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。

- カ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

- キ. 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲二丁目3番1号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

- ク. 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書および各回第四種優先株式の株券が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

- ア. 当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

- イ. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

- (7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

- (8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

- 3 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

- (2) 優先中間配当金

当会社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(5) 議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 発行の方法

第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。

(8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容

割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。

4 平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株主総会における定款等一部変更案の承認に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という)の施行日の前日を効力発生日として、各回第四種優先株式の内容は次のとおりとなります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。

- (5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (6) 取得請求
 各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。
 取得請求期間
 平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。
 取得の条件
- ア. 取得請求権行使価額
 取得請求権行使価額は3,188円とする。
- イ. 取得請求権行使価額の修正
 各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。なお、決済合理化法の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が1,051円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。
- ウ. 取得請求権行使価額の調整
 (ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。
 (I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

既発行 普通株式数	+	新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数	×	普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)
調整後 取得請求権 行使価額	=	調整前 取得請求権 行使価額	×	時価
		既発行普通株式数 +		新たに発行もしくは処分された普通株式数 または転換型証券(下記(iii)に定義される) もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される) に関する計算の場合は、取得請求権の 行使もしくは取得条項の定める事由の発生 または新株予約権の行使により交付され得 る普通株式数

(II) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\frac{\text{調整後取得請求権行使価額}}{\text{調整前取得請求権行使価額}} = \frac{\text{時価} \times \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\frac{\text{調整後取得請求権行使価額}}{\text{調整前取得請求権行使価額}} = \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権)の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数})}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数- (下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- (iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てては、当該基準日、基準日を設けずに割当てては、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てては、当該基準日、基準日を設けずに割当てては、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てては、当該基準日、基準日を設けずに割当てては、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てては、当該基準日、基準日を設けずに割当てては、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。
- 各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証券もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合
かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(II)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。
「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。
「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。
- $$\frac{\text{対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額}}{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}} \times 100\%$$
- (v) 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および単元未満株式買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(III)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。なお、決済合理化法の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

- (キ)本ウ.(上記ウ)を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ.上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。
- オ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

- 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。また、この算出に当たって単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求権が行使されたものとし、現金精算する。
- なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1単元に満たない部分は1つより多くは生じない。
- カ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容
当会社普通株式
- キ.取得請求受付場所
東京都中央区八重洲二丁目3番1号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ク.取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書および各回第四種優先株式の株券が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。
一斉取得
- ア.当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を5,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。
- イ.前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,081 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,081 株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 669,775円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 669,775円 資本組入額 334,888円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	7,994,205.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	496,661.00	6.29
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	383,702.00	4.86
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	305,394.00	3.87
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	154,666.82	1.96
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	122,446.00	1.55
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	105,639.00	1.33
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住 友銀行 証券ファイナンス営業 部)	90 WASHINGTON STREET NEW YORK, NY 10015 U. S. A. (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	103,760.00	1.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	100,481.00	1.27
メロン バンク エヌエー ア ズ エージェント フォー イ ッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンシ ョン (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	94,823.00	1.20
オーディー05 オムニバス チ ャイナ トリーティ 808150 (常任代理人 株式会社三井住 友銀行 証券ファイナンス営業 部)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	90,399.00	1.14
計	—	1,957,971.82	24.81

第1回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,175	100.00
計	—	4,175	100.00

第2回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

第3回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

第4回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ・ゴールドマン・サックス・ グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

第9回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

第10回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

第11回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

第12回第四種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U. S. A. (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4, 175	100.00
計	—	4, 175	100.00

第1回第六種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	23, 334	33.33
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	20, 000	28.57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	16, 667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	10, 000	14.29
計	—	70, 001	100.00

(注) 1 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。

2 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーから平成20年9月19日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成20年9月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー (他共同保有者2名)
保有株券等の数	336, 354株(共同保有者分を含む。)
株券等保有割合	4.26%

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成20年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 103,401	—	(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 68,908 (相互保有株式) 普通株式 114,718	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,684,244	7,684,244	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
端株	普通株式 22,934.77	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2,3
発行済株式総数	7,994,205.77	—	—
総株主の議決権	—	7,684,244	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、146株(議決権146個)含まれております。

2 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.68株が含まれております。

3 「端株」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が0.60株含まれております。

【自己株式等】

(平成20年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	68,908	—	68,908	0.87
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	100,481	—	100,481	1.27
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	14,236	—	14,236	0.18
株式会社オーエムシー カード	東京都港区港南二丁目 16番4号	1	—	1	0.00
計	—	183,626	—	183,626	2.32

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	935,000	934,000	964,000	895,000	809,000	705,000
最低(円)	657,000	802,000	795,000	751,000	633,000	564,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。
- 4 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 5 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間及び当中間会計期間の中間財務諸表は、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
資産の部			
現金預け金	8 5,944,160	8 5,791,259	8 5,017,325
コールローン及び買入手形	1,383,235	785,543	595,802
買現先勘定	371,109	11,555	357,075
債券貸借取引支払保証金	1,064,257	394,967	1,940,170
買入金銭債権	1,102,863	8 1,149,942	8 1,153,070
特定取引資産	8 3,491,395	8 3,850,732	8 4,123,611
金銭の信託	2,627	8,983	7,329
有価証券	1, 2, 8, 15 20,599,844	1, 2, 8, 15 21,795,888	1, 2, 8, 15 23,517,501
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 60,193,566	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 63,477,758	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 62,144,874
外国為替	7 926,162	7 1,125,449	7 893,567
リース債権及びリース投資資産	-	8 2,039,354	-
その他資産	8 3,900,851	8 4,071,695	8 4,951,587
有形固定資産	10, 11, 12 819,772	8, 10, 11 988,508	10, 11, 12 820,411
無形固定資産	232,682	361,608	332,525
リース資産	11 1,014,350	-	11 1,425,097
繰延税金資産	915,876	1,033,015	985,528
支払承諾見返	4,895,451	5,047,411	4,585,141
貸倒引当金	930,577	899,914	894,702
資産の部合計	105,927,629	111,033,760	111,955,918

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
負債の部			
預金	8 72,925,766	8 73,583,098	8 72,690,624
譲渡性預金	2,528,292	3,254,678	3,078,149
コールマネー及び売渡手形	8 2,191,690	8 2,263,875	8 2,638,142
売現先勘定	8 143,980	8 995,644	8 1,832,467
債券貸借取引受入担保金	8 2,747,480	8 4,029,144	8 5,732,042
特定取引負債	8 2,165,097	8 2,301,836	8 2,671,316
借入金	8, 13 4,395,401	8, 13 4,343,253	8, 13 4,279,034
外国為替	341,203	325,254	301,123
短期社債	438,300	792,000	769,100
社債	14 4,030,059	14 3,836,959	14 3,969,308
信託勘定借	45,893	106,932	80,796
その他負債	8 3,622,023	8 4,737,517	8 3,916,427
賞与引当金	25,754	28,427	29,267
役員賞与引当金	-	-	1,171
退職給付引当金	37,594	37,270	38,701
役員退職慰労引当金	6,995	7,419	7,998
預金払戻引当金	11,716	7,818	10,417
特別法上の引当金	1,137	432	1,118
繰延税金負債	55,589	29,818	52,046
再評価に係る繰延税金負債	10 49,347	10 47,218	10 47,446
支払承諾	8 4,895,451	8 5,047,411	8 4,585,141
負債の部合計	100,658,776	105,776,012	106,731,842
純資産の部			
資本金	1,420,877	1,420,877	1,420,877
資本剰余金	57,869	57,759	57,826
利益剰余金	1,491,378	1,761,220	1,740,610
自己株式	123,855	124,240	123,989
株主資本合計	2,846,269	3,115,616	3,095,324
その他有価証券評価差額金	1,065,875	463,137	550,648
繰延ヘッジ損益	93,158	114,154	75,233
土地再評価差額金	10 37,339	10 35,052	10 34,910
為替換算調整勘定	8,428	57,108	27,323
評価・換算差額等合計	1,001,628	326,926	483,002
新株予約権	27	56	43
少数株主持分	1,420,928	1,815,148	1,645,705
純資産の部合計	5,268,853	5,257,748	5,224,076
負債及び純資産の部合計	105,927,629	111,033,760	111,955,918

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	2,077,552	1,817,108	4,623,545
資金運用収益	1,082,577	1,116,721	2,145,451
(うち貸出金利息)	771,407	798,557	1,557,823
(うち有価証券利息配当金)	167,526	182,855	333,255
信託報酬	2,262	1,268	3,752
役務取引等収益	346,671	345,903	704,283
特定取引収益	118,362	13,458	469,571
その他業務収益	488,686	327,158	1,212,635
その他経常収益	※1 38,991	※1 12,598	※1 87,850
経常費用	1,724,314	1,626,145	3,792,384
資金調達費用	483,002	438,206	935,067
(うち預金利息)	276,767	202,906	495,690
役務取引等費用	53,232	61,903	92,289
特定取引費用	—	13,800	—
その他業務費用	479,774	222,468	1,392,089
営業経費	477,357	538,960	978,896
その他経常費用	※2 230,947	※2 350,806	※2 394,041
経常利益	353,237	190,962	831,160
特別利益	※3 1,549	※3 2,523	※3 115,495
特別損失	※4, ※5 4,453	※4, ※5 2,930	※4, ※5 17,700
税金等調整前中間純利益	350,334	190,555	928,955
法人税、住民税及び事業税	53,951	46,433	103,900
法人税等調整額	89,270	15,790	282,538
法人税等合計		62,223	
少数株主利益	36,519	45,051	80,980
中間純利益	170,592	83,281	461,536

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,420,877	1,420,877	1,420,877
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,420,877	1,420,877	1,420,877
資本剰余金			
前期末残高	57,773	57,826	57,773
当中間期変動額			
自己株式の処分	96	△67	53
当中間期変動額合計	96	△67	53
当中間期末残高	57,869	57,759	57,826
利益剰余金			
前期末残高	1,386,436	1,740,610	1,386,436
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	—	△3,132	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	△65,911	△59,431	△110,215
中間純利益	170,592	83,281	461,536
連結子会社の増加に伴う増加	1	2	268
連結子会社の減少に伴う増加	4	6	7
連結子会社の増加に伴う減少	△6	△7	△100
連結子会社の減少に伴う減少	△3	△0	△3
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
当中間期変動額合計	104,941	23,742	354,173
当中間期末残高	1,491,378	1,761,220	1,740,610
自己株式			
前期末残高	△123,454	△123,989	△123,454
当中間期変動額			
自己株式の取得	△641	△423	△901
自己株式の処分	240	172	367
当中間期変動額合計	△400	△251	△534
当中間期末残高	△123,855	△124,240	△123,989
株主資本合計			
前期末残高	2,741,632	3,095,324	2,741,632
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	—	△3,132	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	△65,911	△59,431	△110,215
中間純利益	170,592	83,281	461,536
自己株式の取得	△641	△423	△901
自己株式の処分	337	105	420
連結子会社の増加に伴う増加	1	2	268
連結子会社の減少に伴う増加	4	6	7
連結子会社の増加に伴う減少	△6	△7	△100
連結子会社の減少に伴う減少	△3	△0	△3
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
当中間期変動額合計	104,636	23,424	353,692
当中間期末残高	2,846,269	3,115,616	3,095,324

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,262,135	550,648	1,262,135
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△196,259	△87,511	△711,486
当中間期変動額合計	△196,259	△87,511	△711,486
当中間期末残高	1,065,875	463,137	550,648
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△87,729	△75,233	△87,729
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5,428	△38,921	12,495
当中間期変動額合計	△5,428	△38,921	12,495
当中間期末残高	△93,158	△114,154	△75,233
土地再評価差額金			
前期末残高	37,605	34,910	37,605
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△265	141	△2,694
当中間期変動額合計	△265	141	△2,694
当中間期末残高	37,339	35,052	34,910
為替換算調整勘定			
前期末残高	△30,656	△27,323	△30,656
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	22,228	△29,784	3,333
当中間期変動額合計	22,228	△29,784	3,333
当中間期末残高	△8,428	△57,108	△27,323
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,181,353	483,002	1,181,353
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△179,725	△156,075	△698,351
当中間期変動額合計	△179,725	△156,075	△698,351
当中間期末残高	1,001,628	326,926	483,002
新株予約権			
前期末残高	14	43	14
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12	12	29
当中間期変動額合計	12	12	29
当中間期末残高	27	56	43
少数株主持分			
前期末残高	1,408,279	1,645,705	1,408,279
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12,649	169,442	237,426
当中間期変動額合計	12,649	169,442	237,426
当中間期末残高	1,420,928	1,815,148	1,645,705

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	5,331,279	5,224,076	5,331,279
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	—	△3,132	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	△65,911	△59,431	△110,215
中間純利益	170,592	83,281	461,536
自己株式の取得	△641	△423	△901
自己株式の処分	337	105	420
連結子会社の増加に伴う増加	1	2	268
連結子会社の減少に伴う増加	4	6	7
連結子会社の増加に伴う減少	△6	△7	△100
連結子会社の減少に伴う減少	△3	△0	△3
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△167,063	13,379	△460,895
当中間期変動額合計	△62,426	36,804	△107,203
当中間期末残高	5,268,853	5,257,748	5,224,076

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	350,334	190,555	928,955
減価償却費	—	58,235	—
固定資産減価償却費	39,470	—	83,346
リース資産減価償却費	170,242	—	403,775
減損損失	3,205	1,331	5,161
のれん償却額	4,182	6,285	10,520
持分法による投資損益 (△は益)	△19,030	6,138	41,760
子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動 損益 (△)	106	—	106
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,038	6,043	△26,197
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,603	△169	1,289
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△1,171	1,146
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	412	529	2,178
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△444	△528	295
預金払戻引当金の増減額 (△は減少)	11,716	△2,598	10,417
資金運用収益	△1,082,577	△1,116,721	△2,145,451
資金調達費用	483,002	438,206	935,067
有価証券関係損益 (△)	49,784	22,916	29,146
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△245	△73	△227
為替差損益 (△は益)	36,271	79,578	355,913
固定資産処分損益 (△は益)	84	686	1,550
リース資産処分損益 (△は益)	△1,987	—	△2,436
特定取引資産の純増 (△) 減	△198,303	235,921	△864,864
特定取引負債の純増減 (△)	206,229	△335,661	747,776
貸出金の純増 (△) 減	△1,564,926	△1,614,687	△3,372,601
預金の純増減 (△)	818,665	863,036	776,786
譲渡性預金の純増減 (△)	△62,963	174,126	497,697
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	859,543	63,808	333,136
有利息預け金の純増 (△) 減	△1,379,961	131,845	△241,409
コールローン等の純増 (△) 減	△694,085	160,603	34,765
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	1,212,637	1,545,202	336,724
コールマネー等の純増減 (△)	△95,414	△1,209,619	2,044,633
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,231,137	△1,702,897	4,215,699
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△43,849	△230,208	△14,713
外国為替 (負債) の純増減 (△)	16,960	24,004	△22,916
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	—	△218	—
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△1,300	16,900	42,500
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△135,716	△95,369	△220,801
信託勘定借の純増減 (△)	△19,169	26,136	15,733
資金運用による収入	1,070,519	1,124,780	2,146,724
資金調達による支出	△454,539	△424,919	△924,191
その他	410,817	△32,672	△326,054
小計	1,231,246	△1,590,644	5,840,942
法人税等の支払額	6,590	△39,584	△58,353
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,237,836	△1,630,228	5,782,588

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△17,909,744	△21,349,839	△50,073,494
有価証券の売却による収入	10,576,473	16,455,015	35,014,774
有価証券の償還による収入	6,891,933	7,584,824	10,504,800
金銭の信託の増加による支出	△547	△1,778	△5,378
金銭の信託の減少による収入	796	0	796
有形固定資産の取得による支出	△24,122	△100,698	△71,301
有形固定資産の売却による収入	2,059	8,389	16,592
無形固定資産の取得による支出	△23,015	△38,625	△64,918
無形固定資産の売却による収入	20	31	252
リース資産の取得による支出	△200,317	—	△457,070
リース資産の売却による収入	21,044	—	51,141
子会社株式の取得による支出	—	△21,925	—
子会社株式の売却による収入	198	363	198
子会社の自己株式の取得による支出	—	△20,000	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△3,453	△6,352	△2,951
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	1,725	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△668,677	2,511,133	△5,086,559
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	25,000	—	40,000
劣後特約付借入金返済による支出	△63,000	△20,500	△76,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	90,000	149,600	214,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△19,700	△180,885	△47,000
配当金の支払額	△65,837	△59,396	△110,099
少数株主からの払込みによる収入	3,425	376,319	141,500
少数株主への払戻しによる支出	—	△186,534	—
少数株主への配当金の支払額	△33,704	△49,990	△60,239
自己株式の取得による支出	△641	△423	△901
自己株式の処分による収入	770	105	853
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63,688	28,294	102,112
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,082	△2,936	△8,465
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	506,553	906,261	789,676
現金及び現金同等物の期首残高	1,927,024	2,736,752	1,927,024
連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—	1,183
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	18,869	0	18,870
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	—	△3
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 2,452,448	*1 3,643,014	*1 2,736,752

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 185社 主要な会社名 株式会社三井住友銀行 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 三井住友リース株式会社 三井住友カード株式会社 株式会社クオーク SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc. なお、株式会社クオーク他12社は議決権の所有割合の増加等により子会社となったため、当中間連結会計期間から連結子会社としております。 SMFG企業再生債権回収株式会社は清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。また、エスエムエルシー・アントリア株式会社他7社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他126社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社14社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 282社 主要な会社名 株式会社三井住友銀行 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 三井住友ファイナンス&リース株式会社 三井住友カード株式会社 株式会社クオーク SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBCフレンド証券株式会社 株式会社日本総合研究所 SMBC Capital Markets, Inc. なお、プライマス・フィナンシャル・サービス株式会社他26社は株式取得等により、当中間連結会計期間より連結子会社としております。 さくら情報システム株式会社他4社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。 また、エスエムエフエル・フォーマルハウト有限会社他7社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他234社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社14社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 268社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、株式会社クオーク他32社は議決権の所有割合の増加等により、エムジーリース株式会社他75社は三井住友リース株式会社と住商リース株式会社の合併により、当連結会計年度から連結子会社としております。 SMFG企業再生債権回収株式会社他5社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。 また、エスエムエルシー・アントリア株式会社他15社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当連結会計年度より連結子会社の非連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd. 子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他237社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。 また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社14社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 3社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 63社</p> <p>主要な会社名 プロミス株式会社 株式会社セントラルファイナンス 大和証券エスエムビーシー株式会社 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社 大和住銀投信投資顧問株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 株式会社セントラルファイナンス他9社は株式取得等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、株式会社クオーク他2社は連結子会社となったため、NIFキャピタルマネジメント株式会社他2社は合併等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他126社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 3社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 73社</p> <p>主要な会社名 Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank 住友三井オートサービス株式会社 プロミス株式会社 株式会社セントラルファイナンス 株式会社オーエムシーカード 大和証券エスエムビーシー株式会社 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社 大和住銀投信投資顧問株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank は株式取得により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>さくら情報システム株式会社他2社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下により、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社は議決権の所有割合の増加により連結子会社となったため、株式会社エフバランスは清算により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他234社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 3社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 71社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>株式会社セントラルファイナンス他24社は株式取得等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、株式会社クオーク他2社は連結子会社となったため、NIFキャピタルマネジメント株式会社他9社は合併等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エスエムエルシー・マホガニー有限会社他237社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																								
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>12月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>8社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>71社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>88社</td></tr> </table> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする連結子会社は6月末日及び8月末日現在、1月末日を中間決算日とする連結子会社は7月末日現在、3月末日、5月末日及び7月末日を中間決算日とする連結子会社は9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については7月末日及び9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	12月末日	4社	1月末日	1社	3月末日	8社	4月末日	2社	5月末日	2社	6月末日	71社	7月末日	5社	8月末日	4社	9月末日	88社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>11月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>6社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>8社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>5月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>123社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>13社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>8社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>116社</td></tr> </table> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする連結子会社は6月末日及び9月末日現在、11月末日、1月末日、3月末日、5月末日及び7月末日を中間決算日とする連結子会社は9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については7月末日及び9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	1社	12月末日	6社	1月末日	2社	3月末日	8社	4月末日	2社	5月末日	3社	6月末日	123社	7月末日	13社	8月末日	8社	9月末日	116社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>6月末日</td><td>6社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>7社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>122社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>7社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>6社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>114社</td></tr> </table> <p>(2) 7月末日、9月末日、11月末日及び1月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、6月末日を決算日とする連結子会社は12月末日及び3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については1月末日及び3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社についてはそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月末日	6社	7月末日	2社	9月末日	7社	10月末日	2社	11月末日	2社	12月末日	122社	1月末日	7社	2月末日	6社	3月末日	114社
12月末日	4社																																																										
1月末日	1社																																																										
3月末日	8社																																																										
4月末日	2社																																																										
5月末日	2社																																																										
6月末日	71社																																																										
7月末日	5社																																																										
8月末日	4社																																																										
9月末日	88社																																																										
11月末日	1社																																																										
12月末日	6社																																																										
1月末日	2社																																																										
3月末日	8社																																																										
4月末日	2社																																																										
5月末日	3社																																																										
6月末日	123社																																																										
7月末日	13社																																																										
8月末日	8社																																																										
9月末日	116社																																																										
6月末日	6社																																																										
7月末日	2社																																																										
9月末日	7社																																																										
10月末日	2社																																																										
11月末日	2社																																																										
12月末日	122社																																																										
1月末日	7社																																																										
2月末日	6社																																																										
3月末日	114社																																																										
4 開示対象特別目的会社に関する事項		<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である三井住友銀行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び有限責任中間法人等の形態によっております。)14社に係る借入及びコマースナル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社14社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は、3,156,882百万円、負債総額(単純合算)は3,157,122百万円であります。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、三井住友銀行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成20年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>2,108,937</td> </tr> <tr> <td>信用枠</td> <td>762,145</td> </tr> <tr> <td>流動性枠</td> <td>494,198</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</td> </tr> <tr> <td>(項目)</td> <td>(金額)</td> </tr> <tr> <td>貸出金利息</td> <td>12,532</td> </tr> <tr> <td>役務取引等収益</td> <td>1,049</td> </tr> </table>	主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成20年9月30日現在)		貸出金	2,108,937	信用枠	762,145	流動性枠	494,198	(単位：百万円)		主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		(項目)	(金額)	貸出金利息	12,532	役務取引等収益	1,049																																							
主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成20年9月30日現在)																																																											
貸出金	2,108,937																																																										
信用枠	762,145																																																										
流動性枠	494,198																																																										
(単位：百万円)																																																											
主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																																																											
(項目)	(金額)																																																										
貸出金利息	12,532																																																										
役務取引等収益	1,049																																																										

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産及びリース資産</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の有形固定資産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産及びリース資産</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の有形固定資産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は517,426百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は639,385百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は518,594百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ。)への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から損益処理</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末の要支給額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ6,241百万円多く計上されております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末の要支給額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は11,716百万円それぞれ減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(9) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は10,417百万円それぞれ減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,137百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5及び第48条の3の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5及び第48条の3の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,118百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5及び第48条の3の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>—————</p>	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(13) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>リース取引のリース料収入の計上方法</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法</p> <p>主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。</p>	<p>(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。</p> <p>オペレーティング・リース取引の収益の計上基準</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法</p> <p>同左</p>	<p>(14) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>リース取引のリース料収入の計上方法</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>・金利リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は28,190百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は20,294百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行わ</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>・金利リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は11,131百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は8,832百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>・金利リスク・ヘッジ</p> <p>連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は17,608百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は13,358百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>れる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>・連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益</p>	<p>・連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>・連結会社間取引等</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、三井住友銀行以外の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。また、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。		
	(15) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 同左	(16) 消費税等の会計処理 同左
	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(15) 税効果会計に関する事項 同左	—————
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	SMBCフレンド証券株式会社に係るのれんは20年間の均等償却、三井住友銀リース株式会社に係るのれんは5年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。	SMBCフレンド証券株式会社及び三井住友ファイナンス&リース株式会社に係るのれんは20年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。	SMBCフレンド証券株式会社及び三井住友ファイナンス&リース株式会社に係るのれんは20年間の均等償却、三井住友銀リース株式会社に係るのれんは5年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。
7 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号 平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、中間純利益は18,925百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号 平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、当期純利益は18,939百万円減少しております。</p>
<p>金融商品に関する会計基準</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>	<p>金融商品に関する会計基準</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
<p>—————</p>	<p>連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、期首における利益剰余金が3,132百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、借手側は平成19年連結会計年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとして「有形固定資産」及び「無形固定資産」に計上しております。また、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が2,039,354百万円、「有形固定資産」が2,427百万円、「無形固定資産」が460百万円増加し、「貸出金」が167,292百万円、「リース資産」が1,268,233百万円、「その他資産」が673,062百万円、「その他負債」が66,963百万円減少しております。また、「資金運用収益」が34,311百万円増加し、「資金調達費用」が416百万円、「その他業務収益」が385,533百万円、「その他業務費用」が351,378百万円、「営業経費」が50百万円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>_____</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係) 前中間連結会計期間において、従来の「リース資産」に含めて表示しておりましたオペレーティング・リース取引の貸手側のリース資産(前中間連結会計期間末102,535百万円、当中間連結会計期間末155,357百万円)は、重要性が低下したため、当中間連結会計期間より「有形固定資産」、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>
<p>_____</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動損益(△)」（当中間連結会計期間△167百万円)は、重要性が低下したため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																								
	<p>株式の分割</p> <p>当社は、平成21年1月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成20年5月16日開催の取締役会において、「決済合理化法」の施行日の前日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、発行済株式総数等の増加及び普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度の採用等を目的とした定款等の一部変更を決議いたしました。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間及び前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当中間連結会計期間における1株当たり情報はそれぞれ次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="598 1032 979 1263"> <thead> <tr> <th colspan="2">前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>4,601円69銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益金額</td> <td>216円94銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額</td> <td>208円41銭</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="598 1294 979 1525"> <thead> <tr> <th colspan="2">当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>4,049円76銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益金額</td> <td>100円92銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額</td> <td>99円64銭</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="598 1556 979 1787"> <thead> <tr> <th colspan="2">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>4,245円46銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>592円98銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額</td> <td>566円57銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		1株当たり純資産額	4,601円69銭	1株当たり中間純利益金額	216円94銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	208円41銭	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		1株当たり純資産額	4,049円76銭	1株当たり中間純利益金額	100円92銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	99円64銭	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		1株当たり純資産額	4,245円46銭	1株当たり当期純利益金額	592円98銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	566円57銭	
前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)																										
1株当たり純資産額	4,601円69銭																									
1株当たり中間純利益金額	216円94銭																									
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	208円41銭																									
当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																										
1株当たり純資産額	4,049円76銭																									
1株当たり中間純利益金額	100円92銭																									
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	99円64銭																									
前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																										
1株当たり純資産額	4,245円46銭																									
1株当たり当期純利益金額	592円98銭																									
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	566円57銭																									

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>その他有価証券の時価評価の一部見直し 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来中間連結決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号 平成20年10月28日）を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が153,847百万円増加、「繰延税金資産」が62,055百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が88,504百万円、「少数株主持分」が3,287百万円増加しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>子会社の企業結合関係 クレジットカード事業会社の合併 (1) 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行う主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容 結合企業 株式会社オーエムシーカード (事業の内容：クレジットカード業) 被結合企業 株式会社セントラルファイナンス(事業の内容：個品割賦あつせん・総合割賦あつせん業) 被結合企業 株式会社クオーク(事業の内容：個品割賦あつせん・総合割賦あつせん業) 企業結合を行う主な理由 現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個品割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。</p> <p>このような環境認識の下、株式会社セントラルファイナンス(以下、「CF」という。)、株式会社オーエムシーカード(以下、「OMCカード」という。)及び株式会社クオーク(以下、「クオーク」という。)は、各社の顧客基盤、営業力、ノウハウ等を結集・融合し、クレジットカード事業と個品割賦事業を核として、専門性と機動性に溢れたわが国最大級のコンシューマー・ファイナンス会社を実現すべく、平成20年9月29日付で、平成21年4月1日を合併期日とする3社の合併について最終的に合意し、同日開催の各社取締役会で決議の上、合併契約を締結いたしました。</p> <p>企業結合日 平成21年4月1日(予定) 企業結合の法的形式 OMCカードを存続会社とする吸収合併方式とし、CF、クオークは解散いたします。 (合併会社の商号：株式会社セディナ)</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式438,588百万円及び出資金5,012百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計78,271百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は913,839百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは451,439百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は59,904百万円、延滞債権額は533,325百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式499,814百万円及び出資金5,820百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計25,921百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は14,639百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは203,964百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は235,546百万円、延滞債権額は771,896百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式488,876百万円及び出資金5,252百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計81,071百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,758,728百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは504,363百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は73,472百万円、延滞債権額は607,226百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は31,769百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は441,944百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,066,944百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は867,838百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は41,703百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は366,295百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,415,443百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は787,594百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は26,625百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は385,336百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,092,661百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は807,712百万円であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)																																																																																		
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>106,326百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>617,814百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,993,694百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>223,360百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>2,922百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>20,529百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>1,065,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>142,939百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>2,431,734百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>165,806百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,865,904百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>22,643百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>163,430百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,188百万円、特定取引資産272,293百万円、有価証券2,779,447百万円及び貸出金591,044百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は84,093百万円、先物取引差入証拠金は6,765百万円であります。</p>	現金預け金	106,326百万円	特定取引資産	617,814百万円	有価証券	4,993,694百万円	貸出金	223,360百万円	その他資産 (延払資産等)	2,922百万円	預金	20,529百万円	コールマネー 及び売渡手形	1,065,000百万円	売現先勘定	142,939百万円	債券貸借取引 受入担保金	2,431,734百万円	特定取引負債	165,806百万円	借入金	1,865,904百万円	その他負債	22,643百万円	支払承諾	163,430百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>147,466百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>177,960百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,008,995百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>764,979百万円</td></tr> <tr><td>リース債権及び リース投資資産</td><td>48,613百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>11,294百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>3,209百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>29,551百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>945,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>984,841百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>4,010,068百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>115,030百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,570,225百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>16,085百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>145,755百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金14,223百万円、特定取引資産746,248百万円、有価証券3,043,177百万円、買入金銭債権2,660百万円及び貸出金1,104,955百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は88,002百万円、先物取引差入証拠金は8,869百万円であります。</p>	現金預け金	147,466百万円	特定取引資産	177,960百万円	有価証券	7,008,995百万円	貸出金	764,979百万円	リース債権及び リース投資資産	48,613百万円	有形固定資産	11,294百万円	その他資産 (延払資産等)	3,209百万円	預金	29,551百万円	コールマネー 及び売渡手形	945,000百万円	売現先勘定	984,841百万円	債券貸借取引 受入担保金	4,010,068百万円	特定取引負債	115,030百万円	借入金	1,570,225百万円	その他負債	16,085百万円	支払承諾	145,755百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>158,679百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>673,261百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,334,432百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>952,137百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>3,008百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>25,381百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>1,135,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,714,479百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>5,379,076百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>150,283百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,447,744百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>14,499百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>140,917百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,745百万円、特定取引資産601,560百万円、有価証券3,344,984百万円、買入金銭債権427百万円及び貸出金888,532百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は85,979百万円、先物取引差入証拠金は11,546百万円であります。</p>	現金預け金	158,679百万円	特定取引資産	673,261百万円	有価証券	8,334,432百万円	貸出金	952,137百万円	その他資産 (延払資産等)	3,008百万円	預金	25,381百万円	コールマネー 及び売渡手形	1,135,000百万円	売現先勘定	1,714,479百万円	債券貸借取引 受入担保金	5,379,076百万円	特定取引負債	150,283百万円	借入金	1,447,744百万円	その他負債	14,499百万円	支払承諾	140,917百万円
現金預け金	106,326百万円																																																																																			
特定取引資産	617,814百万円																																																																																			
有価証券	4,993,694百万円																																																																																			
貸出金	223,360百万円																																																																																			
その他資産 (延払資産等)	2,922百万円																																																																																			
預金	20,529百万円																																																																																			
コールマネー 及び売渡手形	1,065,000百万円																																																																																			
売現先勘定	142,939百万円																																																																																			
債券貸借取引 受入担保金	2,431,734百万円																																																																																			
特定取引負債	165,806百万円																																																																																			
借入金	1,865,904百万円																																																																																			
その他負債	22,643百万円																																																																																			
支払承諾	163,430百万円																																																																																			
現金預け金	147,466百万円																																																																																			
特定取引資産	177,960百万円																																																																																			
有価証券	7,008,995百万円																																																																																			
貸出金	764,979百万円																																																																																			
リース債権及び リース投資資産	48,613百万円																																																																																			
有形固定資産	11,294百万円																																																																																			
その他資産 (延払資産等)	3,209百万円																																																																																			
預金	29,551百万円																																																																																			
コールマネー 及び売渡手形	945,000百万円																																																																																			
売現先勘定	984,841百万円																																																																																			
債券貸借取引 受入担保金	4,010,068百万円																																																																																			
特定取引負債	115,030百万円																																																																																			
借入金	1,570,225百万円																																																																																			
その他負債	16,085百万円																																																																																			
支払承諾	145,755百万円																																																																																			
現金預け金	158,679百万円																																																																																			
特定取引資産	673,261百万円																																																																																			
有価証券	8,334,432百万円																																																																																			
貸出金	952,137百万円																																																																																			
その他資産 (延払資産等)	3,008百万円																																																																																			
預金	25,381百万円																																																																																			
コールマネー 及び売渡手形	1,135,000百万円																																																																																			
売現先勘定	1,714,479百万円																																																																																			
債券貸借取引 受入担保金	5,379,076百万円																																																																																			
特定取引負債	150,283百万円																																																																																			
借入金	1,447,744百万円																																																																																			
その他負債	14,499百万円																																																																																			
支払承諾	140,917百万円																																																																																			
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,096,806百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,680,296百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,026,021百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,631,678百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,694,898百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,502,051百万円あります。</p>																																																																																		

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、その他の一部の連結子会社も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行及びその他の一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、その他の一部の連結子会社も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額は568,380百万円、リース資産の減価償却累計額は1,605,376百万円であります。</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 67,070百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金521,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債2,255,632百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,258,816百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額は 611,034百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 66,936百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金503,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債2,245,437百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,216,409百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額は557,958百万円、リース資産の減価償却累計額は2,356,863百万円であります。</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 66,936百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金523,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債2,281,432百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,179,347百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益14,293百万円及び持分法による投資利益19,030百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額73,113百万円、貸出金償却65,014百万円及び株式等償却60,350百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、固定資産処分益1,163百万円及び償却債権取立益386百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損1,247百万円及び減損損失3,205百万円であります。</p> <p>※5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益7,632百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額133,930百万円、貸出金償却153,570百万円及び株式等償却25,752百万円、延滞債権等を売却したことによる損失14,846百万円及び持分法による投資損失6,138百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、固定資産処分益912百万円、償却債権取立益924百万円及び金融商品取引責任準備金取崩額686百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損1,599百万円及び減損損失1,331百万円であります。</p> <p>※5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益61,509百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額71,278百万円、貸出金償却141,750百万円、株式等償却62,835百万円、延滞債権等を売却したことによる損失35,300百万円及び持分法による投資損失41,760百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、固定資産処分益10,988百万円、償却債権取立益1,355百万円及び子会社の合併に伴う持分変動利益103,133百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、固定資産処分損12,538百万円及び減損損失5,161百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>営業用店舗 4ヵ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 11物件</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近畿圏</td> <td>営業用店舗 1ヵ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 8物件</td> <td>2,553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>営業用店舗 9ヵ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 8物件</td> <td>262</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	営業用店舗 4ヵ店	土地、 建物等	41	遊休資産 11物件	280	近畿圏	営業用店舗 1ヵ店	土地、 建物等	51	遊休資産 8物件	2,553	その他	営業用店舗 9ヵ店	土地、 建物等	17	遊休資産 8物件	262	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 16物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近畿圏</td> <td>営業用店舗 2ヵ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 5物件</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403	近畿圏	営業用店舗 2ヵ店	土地、 建物等	162	遊休資産 5物件	578	その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">首都圏</td> <td>営業用店舗 4ヵ店</td> <td rowspan="3">土地、 建物等</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 27物件</td> <td>1,196</td> </tr> <tr> <td>その他 2物件</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近畿圏</td> <td>営業用店舗 5ヵ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 18物件</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>営業用店舗 9ヵ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 13物件</td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	営業用店舗 4ヵ店	土地、 建物等	41	遊休資産 27物件	1,196	その他 2物件	69	近畿圏	営業用店舗 5ヵ店	土地、 建物等	298	遊休資産 18物件	3,086	その他	営業用店舗 9ヵ店	土地、 建物等	17	遊休資産 13物件	451
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																															
首都圏	営業用店舗 4ヵ店	土地、 建物等	41																																																															
	遊休資産 11物件		280																																																															
近畿圏	営業用店舗 1ヵ店	土地、 建物等	51																																																															
	遊休資産 8物件		2,553																																																															
その他	営業用店舗 9ヵ店	土地、 建物等	17																																																															
	遊休資産 8物件		262																																																															
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																															
首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403																																																															
近畿圏	営業用店舗 2ヵ店	土地、 建物等	162																																																															
	遊休資産 5物件		578																																																															
その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186																																																															
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																															
首都圏	営業用店舗 4ヵ店	土地、 建物等	41																																																															
	遊休資産 27物件		1,196																																																															
	その他 2物件		69																																																															
近畿圏	営業用店舗 5ヵ店	土地、 建物等	298																																																															
	遊休資産 18物件		3,086																																																															
その他	営業用店舗 9ヵ店	土地、 建物等	17																																																															
	遊休資産 13物件		451																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグループの最小単位とする等の方法でグループを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間は、三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結子会社については、営業用店舗等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグループの最小単位とする等の方法でグループを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間は、三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結子会社については、営業用店舗等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグループの最小単位とする等の方法でグループを行っております。</p> <p>当連結会計年度は、三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結子会社については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,733,653.77			7,733,653.77	
第1回第四種優先株式	4,175			4,175	
第2回第四種優先株式	4,175			4,175	
第3回第四種優先株式	4,175			4,175	
第4回第四種優先株式	4,175			4,175	
第5回第四種優先株式	4,175			4,175	
第6回第四種優先株式	4,175			4,175	
第7回第四種優先株式	4,175			4,175	
第8回第四種優先株式	4,175			4,175	
第9回第四種優先株式	4,175			4,175	
第10回第四種優先株式	4,175			4,175	
第11回第四種優先株式	4,175			4,175	
第12回第四種優先株式	4,175			4,175	
第1回第六種優先株式	70,001			70,001	
合計	7,853,754.77			7,853,754.77	
自己株式					
普通株式	168,630.95	583.58	424.62	168,789.91	(注)
合計	168,630.95	583.58	424.62	168,789.91	

(注) 普通株式の自己株式の増加583.58株は、端株の買取りによる増加であります。また、普通株式の自己株式の減少424.62株は、端株の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少130.62株並びに連結子会社が保有していた三井住友フィナンシャルグループ株式の売却による減少294株によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権						
連結子会社						27	
合計						27	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	53,660	7,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第1回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第2回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第3回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第4回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第5回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第6回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第7回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第8回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第9回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第10回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第11回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第12回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第1回第六種優先株式	6,195	88,500	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日 後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	38,326	利益剰余金	5,000	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第1回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第2回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第3回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第4回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第5回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第6回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第7回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第8回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第9回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第10回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第11回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第12回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成19年9月30日	平成19年12月7日

当中間連結会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,733,653.77	157,151		7,890,804.77	(注) 1
第 1 回第四種優先株式	4,175			4,175	
第 2 回第四種優先株式	4,175			4,175	
第 3 回第四種優先株式	4,175			4,175	
第 4 回第四種優先株式	4,175			4,175	
第 5 回第四種優先株式	4,175		4,175		(注) 2
第 6 回第四種優先株式	4,175		4,175		(注) 2
第 7 回第四種優先株式	4,175		4,175		(注) 2
第 8 回第四種優先株式	4,175		4,175		(注) 2
第 9 回第四種優先株式	4,175			4,175	
第10回第四種優先株式	4,175			4,175	
第11回第四種優先株式	4,175			4,175	
第12回第四種優先株式	4,175			4,175	
第 1 回第六種優先株式	70,001			70,001	
合計	7,853,754.77	157,151	16,700	7,994,205.77	
自己株式					
普通株式	168,997.41	534.46	142.19	169,389.68	(注) 3
第 5 回第四種優先株式		4,175	4,175		(注) 2
第 6 回第四種優先株式		4,175	4,175		(注) 2
第 7 回第四種優先株式		4,175	4,175		(注) 2
第 8 回第四種優先株式		4,175	4,175		(注) 2
合計	168,997.41	17,234.46	16,842.19	169,389.68	

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加157,151株は、平成20年 4月30日の第 5 回第四種優先株式、第 6 回第四種優先株式、第 7 回第四種優先株式及び第 8 回第四種優先株式に係る取得請求権の行使によるものであります。

2 第 5 回第四種優先株式、第 6 回第四種優先株式、第 7 回第四種優先株式及び第 8 回第四種優先株式の各自己株式の増加4,175株は、平成20年 4月30日に、取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。

また、第 5 回第四種優先株式、第 6 回第四種優先株式、第 7 回第四種優先株式及び第 8 回第四種優先株式の各発行済株式総数の減少4,175株及び各自己株式の減少4,175株は、平成20年 5月16日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加534.46株は、端株の買取りによる増加であります。

また、普通株式の自己株式の減少142.19株は、端株の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権						
連結子会社					56		
合計					56		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,655	7,000	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第5回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第6回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第7回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第8回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第12回第四種優先株式	281	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	54,753	利益剰余金	7,000	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第1回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第2回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第3回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第4回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第9回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第10回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第11回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第12回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年9月30日	平成20年12月5日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成20年9月30日	平成20年12月5日

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,733,653.77			7,733,653.77	
第1回第四種優先株式	4,175			4,175	
第2回第四種優先株式	4,175			4,175	
第3回第四種優先株式	4,175			4,175	
第4回第四種優先株式	4,175			4,175	
第5回第四種優先株式	4,175			4,175	
第6回第四種優先株式	4,175			4,175	
第7回第四種優先株式	4,175			4,175	
第8回第四種優先株式	4,175			4,175	
第9回第四種優先株式	4,175			4,175	
第10回第四種優先株式	4,175			4,175	
第11回第四種優先株式	4,175			4,175	
第12回第四種優先株式	4,175			4,175	
第1回第六種優先株式	70,001			70,001	
合計	7,853,754.77			7,853,754.77	
自己株式					
普通株式	168,630.95	895.01	528.55	168,997.41	(注)
合計	168,630.95	895.01	528.55	168,997.41	

(注) 普通株式の自己株式の増加895.01株は、端株の買取りによる増加であります。

また、普通株式の自己株式の減少528.55株は、端株の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少234.55株並びに連結子会社が保有していた三井住友フィナンシャルグループ株式の売却による減少294株によるものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権						
連結子会社						43	
合計						43	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	53,660	7,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第1回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第2回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第3回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第4回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第5回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第6回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第7回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第8回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第9回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第10回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第11回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第12回第四種優先株式	563	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第1回第六種優先株式	6,195	88,500	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	38,326	5,000	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第5回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第6回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第7回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第8回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第12回第四種優先株式	281	67,500	平成19年9月30日	平成19年12月7日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,655	利益剰余金	7,000	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第2回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第3回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第4回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第5回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第6回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第7回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第8回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第9回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第10回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第11回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第12回第四種優先株式	281	利益剰余金	67,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日
第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成20年3月31日	平成20年6月27日	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td style="text-align: right;">5,944,160</td></tr> <tr><td>有利息預け金</td><td style="text-align: right;">△3,491,711</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">2,452,448</td></tr> </table>	現金預け金勘定	5,944,160	有利息預け金	△3,491,711	現金及び現金同等物	2,452,448	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td style="text-align: right;">5,791,259</td></tr> <tr><td>有利息預け金</td><td style="text-align: right;">△2,148,245</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">3,643,014</td></tr> </table>	現金預け金勘定	5,791,259	有利息預け金	△2,148,245	現金及び現金同等物	3,643,014	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td style="text-align: right;">5,017,325</td></tr> <tr><td>有利息預け金</td><td style="text-align: right;">△2,280,573</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">2,736,752</td></tr> </table>	現金預け金勘定	5,017,325	有利息預け金	△2,280,573	現金及び現金同等物	2,736,752																																																														
現金預け金勘定	5,944,160																																																																																	
有利息預け金	△3,491,711																																																																																	
現金及び現金同等物	2,452,448																																																																																	
現金預け金勘定	5,791,259																																																																																	
有利息預け金	△2,148,245																																																																																	
現金及び現金同等物	3,643,014																																																																																	
現金預け金勘定	5,017,325																																																																																	
有利息預け金	△2,280,573																																																																																	
現金及び現金同等物	2,736,752																																																																																	
<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>議決権の所有割合の増加により新たに連結子会社となった株式会社クオーク他2社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td style="text-align: right;">1,504,288</td></tr> <tr><td>（うちその他資産</td><td style="text-align: right;">548,428</td></tr> <tr><td> 支払承諾見返</td><td style="text-align: right;">891,593)</td></tr> <tr><td>負債</td><td style="text-align: right;">1,471,831</td></tr> <tr><td>（うち借入金</td><td style="text-align: right;">436,628</td></tr> <tr><td> 支払承諾</td><td style="text-align: right;">891,593)</td></tr> </table>	資産	1,504,288	（うちその他資産	548,428	支払承諾見返	891,593)	負債	1,471,831	（うち借入金	436,628	支払承諾	891,593)	<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>(1) 議決権の所有割合の増加により新たに連結子会社となった株式会社クオーク他2社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td style="text-align: right;">1,504,288</td></tr> <tr><td>（うちその他資産</td><td style="text-align: right;">548,428</td></tr> <tr><td> 支払承諾見返</td><td style="text-align: right;">891,593)</td></tr> <tr><td>負債</td><td style="text-align: right;">1,471,831</td></tr> <tr><td>（うち借入金</td><td style="text-align: right;">436,628</td></tr> <tr><td> 支払承諾</td><td style="text-align: right;">891,593)</td></tr> </table> <p>(2) 三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社の合併により新たに受け入れた資産及び引き受けた負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td style="text-align: right;">1,392,490</td></tr> <tr><td>（うちリース資産</td><td style="text-align: right;">632,224</td></tr> <tr><td> 貸出金</td><td style="text-align: right;">329,069)</td></tr> <tr><td>負債</td><td style="text-align: right;">1,249,703</td></tr> <tr><td>（うち借入金</td><td style="text-align: right;">571,741</td></tr> <tr><td> 短期社債</td><td style="text-align: right;">393,000)</td></tr> </table> <p>(3) 住商オートリース株式会社との合併により連結子会社から除外した三井住友銀オートリース株式会社他1社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td style="text-align: right;">305,751</td></tr> <tr><td>（うちリース資産</td><td style="text-align: right;">221,725)</td></tr> <tr><td>負債</td><td style="text-align: right;">289,379</td></tr> <tr><td>（うち借入金</td><td style="text-align: right;">144,561</td></tr> <tr><td> 短期社債</td><td style="text-align: right;">106,000)</td></tr> </table>	資産	1,504,288	（うちその他資産	548,428	支払承諾見返	891,593)	負債	1,471,831	（うち借入金	436,628	支払承諾	891,593)	資産	1,392,490	（うちリース資産	632,224	貸出金	329,069)	負債	1,249,703	（うち借入金	571,741	短期社債	393,000)	資産	305,751	（うちリース資産	221,725)	負債	289,379	（うち借入金	144,561	短期社債	106,000)	<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>(1) 議決権の所有割合の増加により新たに連結子会社となった株式会社クオーク他2社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td style="text-align: right;">1,504,288</td></tr> <tr><td>（うちその他資産</td><td style="text-align: right;">548,428</td></tr> <tr><td> 支払承諾見返</td><td style="text-align: right;">891,593)</td></tr> <tr><td>負債</td><td style="text-align: right;">1,471,831</td></tr> <tr><td>（うち借入金</td><td style="text-align: right;">436,628</td></tr> <tr><td> 支払承諾</td><td style="text-align: right;">891,593)</td></tr> </table> <p>(2) 三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社の合併により新たに受け入れた資産及び引き受けた負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td style="text-align: right;">1,392,490</td></tr> <tr><td>（うちリース資産</td><td style="text-align: right;">632,224</td></tr> <tr><td> 貸出金</td><td style="text-align: right;">329,069)</td></tr> <tr><td>負債</td><td style="text-align: right;">1,249,703</td></tr> <tr><td>（うち借入金</td><td style="text-align: right;">571,741</td></tr> <tr><td> 短期社債</td><td style="text-align: right;">393,000)</td></tr> </table> <p>(3) 住商オートリース株式会社との合併により連結子会社から除外した三井住友銀オートリース株式会社他1社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table> <tr><td>資産</td><td style="text-align: right;">305,751</td></tr> <tr><td>（うちリース資産</td><td style="text-align: right;">221,725)</td></tr> <tr><td>負債</td><td style="text-align: right;">289,379</td></tr> <tr><td>（うち借入金</td><td style="text-align: right;">144,561</td></tr> <tr><td> 短期社債</td><td style="text-align: right;">106,000)</td></tr> </table>	資産	1,504,288	（うちその他資産	548,428	支払承諾見返	891,593)	負債	1,471,831	（うち借入金	436,628	支払承諾	891,593)	資産	1,392,490	（うちリース資産	632,224	貸出金	329,069)	負債	1,249,703	（うち借入金	571,741	短期社債	393,000)	資産	305,751	（うちリース資産	221,725)	負債	289,379	（うち借入金	144,561	短期社債	106,000)
資産	1,504,288																																																																																	
（うちその他資産	548,428																																																																																	
支払承諾見返	891,593)																																																																																	
負債	1,471,831																																																																																	
（うち借入金	436,628																																																																																	
支払承諾	891,593)																																																																																	
資産	1,504,288																																																																																	
（うちその他資産	548,428																																																																																	
支払承諾見返	891,593)																																																																																	
負債	1,471,831																																																																																	
（うち借入金	436,628																																																																																	
支払承諾	891,593)																																																																																	
資産	1,392,490																																																																																	
（うちリース資産	632,224																																																																																	
貸出金	329,069)																																																																																	
負債	1,249,703																																																																																	
（うち借入金	571,741																																																																																	
短期社債	393,000)																																																																																	
資産	305,751																																																																																	
（うちリース資産	221,725)																																																																																	
負債	289,379																																																																																	
（うち借入金	144,561																																																																																	
短期社債	106,000)																																																																																	
資産	1,504,288																																																																																	
（うちその他資産	548,428																																																																																	
支払承諾見返	891,593)																																																																																	
負債	1,471,831																																																																																	
（うち借入金	436,628																																																																																	
支払承諾	891,593)																																																																																	
資産	1,392,490																																																																																	
（うちリース資産	632,224																																																																																	
貸出金	329,069)																																																																																	
負債	1,249,703																																																																																	
（うち借入金	571,741																																																																																	
短期社債	393,000)																																																																																	
資産	305,751																																																																																	
（うちリース資産	221,725)																																																																																	
負債	289,379																																																																																	
（うち借入金	144,561																																																																																	
短期社債	106,000)																																																																																	

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>12,941百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>664百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,605百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>5,647百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>440百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,088百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>7,293百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>224百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,517百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>3,431百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,215百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,646百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>1,755百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,677百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>82百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	動産	12,941百万円	その他	664百万円	合計	13,605百万円	動産	5,647百万円	その他	440百万円	合計	6,088百万円	動産	7,293百万円	その他	224百万円	合計	7,517百万円	1年内	3,431百万円	1年超	4,215百万円	合計	7,646百万円	支払リース料	1,755百万円	減価償却費相当額	1,677百万円	支払利息相当額	82百万円		<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>14,741百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>483百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,224百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>6,544百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>313百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,858百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>8,196百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>170百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,366百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>4,007百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,791百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,798百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>3,914百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3,702百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>177百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	動産	14,741百万円	その他	483百万円	合計	15,224百万円	動産	6,544百万円	その他	313百万円	合計	6,858百万円	動産	8,196百万円	その他	170百万円	合計	8,366百万円	1年内	4,007百万円	1年超	4,791百万円	合計	8,798百万円	支払リース料	3,914百万円	減価償却費相当額	3,702百万円	支払利息相当額	177百万円
動産	12,941百万円																																																													
その他	664百万円																																																													
合計	13,605百万円																																																													
動産	5,647百万円																																																													
その他	440百万円																																																													
合計	6,088百万円																																																													
動産	7,293百万円																																																													
その他	224百万円																																																													
合計	7,517百万円																																																													
1年内	3,431百万円																																																													
1年超	4,215百万円																																																													
合計	7,646百万円																																																													
支払リース料	1,755百万円																																																													
減価償却費相当額	1,677百万円																																																													
支払利息相当額	82百万円																																																													
動産	14,741百万円																																																													
その他	483百万円																																																													
合計	15,224百万円																																																													
動産	6,544百万円																																																													
その他	313百万円																																																													
合計	6,858百万円																																																													
動産	8,196百万円																																																													
その他	170百万円																																																													
合計	8,366百万円																																																													
1年内	4,007百万円																																																													
1年超	4,791百万円																																																													
合計	8,798百万円																																																													
支払リース料	3,914百万円																																																													
減価償却費相当額	3,702百万円																																																													
支払利息相当額	177百万円																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,792,478百万円 その他 698,312百万円 合計 2,490,791百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,187,591百万円 その他 391,384百万円 合計 1,578,975百万円 中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 604,886百万円 その他 306,928百万円 合計 911,815百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 299,404百万円 1年超 616,676百万円 合計 916,081百万円 <p>このうち転貸リースに係る貸手側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は5,351百万円(うち1年以内2,673百万円)であります。なお借手側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は概ね同額であり、上記の(1)借手側の未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額に含まれております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 199,622百万円 減価償却費 163,515百万円 受取利息 25,759百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 13,688百万円 1年超 50,951百万円 合計 64,639百万円 <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 24,179百万円 1年超 87,766百万円 合計 111,946百万円 <p>なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち40,396百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>		<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3,111,499百万円 その他 557,804百万円 合計 3,669,303百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,021,324百万円 その他 322,065百万円 合計 2,343,389百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,090,174百万円 その他 235,739百万円 合計 1,325,914百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 446,616百万円 1年超 928,716百万円 合計 1,375,333百万円 <p>このうち転貸リースに係る貸手側の未経過リース料年度末残高相当額は6,693百万円(うち1年以内3,331百万円)であります。なお借手側の未経過リース料年度末残高相当額は概ね同額であり、上記の(1)借手側の未経過リース料年度末残高相当額に含まれております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 478,069百万円 減価償却費 392,325百万円 受取利息 68,576百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 14,287百万円 1年超 63,723百万円 合計 78,010百万円 <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 12,848百万円 1年超 42,130百万円 合計 54,978百万円 <p>なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち36,396百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																
	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務システム機器等及び店用車であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>リース投資資産の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td>1,538,106百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分</td> <td>129,550百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>△295,845百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,371,810百万円</td> </tr> </table> <p>リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>226,905</td> <td>468,875</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td>175,092</td> <td>338,650</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td>145,323</td> <td>246,164</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td>80,327</td> <td>164,218</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td>56,047</td> <td>115,203</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>62,028</td> <td>204,994</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>745,725</td> <td>1,538,106</td> </tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	1,538,106百万円	見積残存価額部分	129,550百万円	受取利息相当額	△295,845百万円	合計	1,371,810百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	226,905	468,875	1年超 2年以内	175,092	338,650	2年超 3年以内	145,323	246,164	3年超 4年以内	80,327	164,218	4年超 5年以内	56,047	115,203	5年超	62,028	204,994	合計	745,725	1,538,106	
リース料債権部分	1,538,106百万円																																	
見積残存価額部分	129,550百万円																																	
受取利息相当額	△295,845百万円																																	
合計	1,371,810百万円																																	
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																
1年以内	226,905	468,875																																
1年超 2年以内	175,092	338,650																																
2年超 3年以内	145,323	246,164																																
3年超 4年以内	80,327	164,218																																
4年超 5年以内	56,047	115,203																																
5年超	62,028	204,994																																
合計	745,725	1,538,106																																

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は63,104百万円少なく計上されております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="667 1153 986 1249"> <tr> <td>1年内</td> <td>13,290百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>62,944百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76,235百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="667 1393 986 1489"> <tr> <td>1年内</td> <td>16,941百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>73,581百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>90,522百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸手側の未経過リース料のうち1,442百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>	1年内	13,290百万円	1年超	62,944百万円	合計	76,235百万円	1年内	16,941百万円	1年超	73,581百万円	合計	90,522百万円	
1年内	13,290百万円													
1年超	62,944百万円													
合計	76,235百万円													
1年内	16,941百万円													
1年超	73,581百万円													
合計	90,522百万円													

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	629,520	624,234	5,285
地方債	97,206	95,885	1,321
社債	386,456	383,881	2,575
その他	5,630	5,633	2
合計	1,118,814	1,109,634	9,179

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	1,954,559	3,683,628	1,729,068
債券	7,907,468	7,744,228	163,239
国債	6,742,468	6,592,972	149,495
地方債	437,521	430,861	6,659
社債	727,478	720,394	7,083
その他	3,731,231	3,690,266	40,964
合計	13,593,259	15,118,124	1,524,864

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は69,485百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	17
その他	1,236
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	396,824
非上場債券	2,715,372
非上場外国証券	694,951
その他	628,856

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,093,660	1,099,428	5,768
地方債	97,262	97,314	51
社債	391,896	392,709	812
その他	11,991	11,648	343
合計	1,594,810	1,601,100	6,289

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	2,003,879	2,789,542	785,663
債券	8,360,217	8,300,703	59,514
国債	7,459,822	7,406,470	53,351
地方債	300,047	297,759	2,287
社債	600,348	596,473	3,874
その他	4,539,224	4,432,616	106,608
合計	14,903,322	15,522,862	619,540

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は14,308百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	7
その他	15,918
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	361,609
非上場債券	2,840,723
非上場外国証券	856,505
その他	562,950

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,114,812	313

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	614,281	625,028	10,747	12,035	1,287
地方債	97,311	98,903	1,591	1,591	
社債	390,070	394,679	4,608	4,752	143
その他	9,178	8,985	192		192
合計	1,110,841	1,127,597	16,755	18,379	1,623

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,954,723	2,890,952	936,228	999,414	63,186
債券	9,864,246	9,731,353	132,892	18,645	151,537
国債	8,858,202	8,725,687	132,515	16,924	149,439
地方債	342,677	341,916	760	308	1,069
社債	663,366	663,750	383	1,412	1,028
その他	5,295,371	5,237,455	57,915	24,469	82,385
合計	17,114,341	17,859,762	745,420	1,042,530	297,109

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は96,455百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	35,013,724	169,352	33,521

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	7
その他	11,672
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	377,123
非上場債券	2,826,953
非上場外国証券	724,557
その他	567,374

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	2,572,065	7,672,897	1,675,020	1,739,846
国債	1,919,514	5,205,946	521,200	1,693,316
地方債	142,310	142,937	153,582	398
社債	510,240	2,324,013	1,000,238	46,131
その他	825,298	3,847,580	580,263	562,258
合計	3,397,364	11,520,477	2,255,284	2,302,105

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,549	2,627	78

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	7,655	7,519	136

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,488	3

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	5,870	5,841	29		29

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,525,150
その他有価証券	1,525,072
その他の金銭の信託	78
()繰延税金負債	461,506
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,063,644
()少数株主持分相当額	6,982
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	9,213
その他有価証券評価差額金	1,065,875

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	619,232
その他有価証券	619,368
その他の金銭の信託	136
()繰延税金負債	151,269
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	467,963
()少数株主持分相当額	252
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5,078
その他有価証券評価差額金	463,137

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	745,330
その他有価証券	745,359
その他の金銭の信託	29
()繰延税金負債	192,478
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	552,851
()少数株主持分相当額	1,632
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	570
その他有価証券評価差額金	550,648

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	119,270,426	2,088	2,088
	金利オプション	111,548	0	0
店頭	金利先渡契約	4,584,433	17	17
	金利スワップ	434,857,771	84,028	84,028
	金利スワップション	8,237,708	19,422	19,422
	キャップ	45,458,961	13,767	13,767
	フロアー	6,222,614	1,335	1,335
	その他	7,231,835	22,013	22,013
	合計		112,433	112,433

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	22,172,586	43,571	106,074
	通貨スワップション	1,571,635	9,699	9,699
	為替予約	58,249,263	131,622	131,622
	通貨オプション	11,459,954	48,197	48,197
	合計		126,549	64,046

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	164,235	2,024	2,024
店頭	有価証券店頭オプション	517,185	0	0
	合計		2,024	2,024

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,717,113	7	7
	債券先物オプション	10,000	27	27
店頭	債券先渡契約	69,716	1,731	1,731
	合計		1,766	1,766

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	430	43	43
店頭	商品スワップ	556,848	83,587	83,587
	商品オプション	49,973	5,147	5,147
	合計		88,777	88,777

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	3,294,459	1,257	1,257
	その他	85	0	0
	合計		1,257	1,257

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	63,213,718	3,435	3,435
店頭	金利先渡契約	11,523,066	18	18
	金利スワップ	418,530,524	130,008	130,008
	金利スワップション	6,231,878	13,301	13,301
	キャップ	49,644,165	20,121	20,121
	フロアー	9,326,991	9,941	9,941
	その他	7,016,546	50,412	50,412
	合計		167,074	167,074

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	24,995,294	16,484	89,906
	通貨スワップション	1,873,120	15,803	15,803
	為替予約	61,150,375	152,903	152,903
	通貨オプション	11,003,535	19,812	19,812
	合計		172,036	278,427

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	111,417	292	292
	株式指数オプション	7,142	136	136
店頭	有価証券店頭オプション	519,415	0	0
	合計		155	155

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,551,997	13	13
店頭	債券先渡契約	52,903	1,144	1,144
	債券店頭オプション	180,000	0	0
	合計		1,131	1,131

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	557,623	75,958	75,958
	商品オプション	53,615	3,258	3,258
	合計		79,216	79,216

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,871,348	6,490	6,490
	その他	25	0	0
	合計		6,490	6,490

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としております。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っております。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としております。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当社ではVaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しております。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しております。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットィング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	28,529,253	1,219,498	79,013	79,013
	買建	31,429,238	2,102,835	84,575	84,575
	金利オプション				
	売建	411,164		49	49
	買建	411,164		51	51
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建	5,487,572	189,577	31	31
	金利スワップ	431,702,347	306,921,182	171,368	171,368
	受取固定・支払変動	204,294,602	148,030,995	1,948,325	1,948,325
	受取変動・支払固定	204,725,780	143,672,565	1,770,092	1,770,092
	受取変動・支払変動	22,565,295	15,101,309	1,749	1,749
	金利スワップション				
	売建	3,948,380	2,108,111	62,141	62,141
	買建	3,332,135	2,261,063	66,519	66,519
	キャップ				
	売建	31,659,913	20,654,248	13,437	13,437
	買建	15,801,704	9,592,055	7,195	7,195
	フロアー				
	売建	3,612,695	1,156,798	10,171	10,171
	買建	5,876,742	2,307,702	2,566	2,566
	その他				
	売建	2,366,908	1,161,375	23,224	23,224
	買建	4,965,301	3,143,768	59,900	59,900
		合計			204,169

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	22,379,597	13,103,269	43,029	160,284
	通貨スワップション				
	売建	829,741	824,731	10,592	10,592
	買建	930,422	908,013	27,161	27,161
	為替予約	56,377,725	5,755,015	140,241	140,241
	通貨オプション				
	売建	6,126,597	2,706,432	289,853	289,853
	買建	5,963,302	2,662,166	315,610	315,610
	合計			139,537	342,851

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	86,574		64	64
	買建	41,498		151	151
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	260,068	260,068	32,730	32,730
	買建	260,068	260,068	32,730	32,730
	合計			216	216

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,659,033		173	173
	買建	1,635,163		762	762
	債券先物オプション				
	売建				
	買建	14,500		65	65
店頭	債券先渡契約				
	売建				
	買建	59,577	57,239	1,246	1,246
	債券店頭オプション				
	売建	240,000		425	425
	買建	240,000		975	975
	合計			1,272	1,272

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物				
	売建				
	買建	208		2	2
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	296,505	267,523	137,666	137,666
	変動価格受取・ 固定価格支払	220,340	193,772	213,001	213,001
	商品オプション				
	売建	18,211	7,165	2,011	2,011
	買建	38,455	26,786	6,595	6,595
	合計			79,921	79,921

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
- 3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,421,367	1,302,732	39,531	39,531
	買建	1,912,377	1,710,521	77,378	77,378
	その他				
	売建	10		2	2
	買建	10		2	2
	合計			37,846	37,846

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 12百万円

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

- 1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 12百万円

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 29百万円
- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

ストック・オプションの内容

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社及び三井住友銀行の役職員 677
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 1,620
付与日	平成14年8月30日
権利確定条件	付されていない
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	平成14年6月27日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	1,116
権利確定	
権利行使	35
失効	
未行使残	1,081

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成14年 6月27日
権利行使価格(円)	669,775
行使時平均株価(円)	1,188,285
付与日における公正な評価単価(円)	

(2) 連結子会社である関西アーバン銀行

ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年 6月28日	平成14年 6月27日	平成15年 6月27日	平成16年 6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年 7月31日	平成14年 7月31日	平成15年 7月31日	平成16年 7月30日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成15年 6月29日から平成23年 6月28日まで	平成16年 6月28日から平成24年 6月27日まで	平成17年 6月28日から平成25年 6月27日まで	平成18年 6月30日から平成26年 6月29日まで

決議年月日	平成17年 6月29日	平成18年 6月29日	平成18年 6月29日	平成19年 6月28日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しない 執行役員 14 使用人 46	取締役 10
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年 7月29日	平成18年 7月31日	平成18年 7月31日	平成19年 7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成19年 6月30日から平成27年 6月29日まで	平成20年 6月30日から平成28年 6月29日まで	平成20年 6月30日から平成28年 6月29日まで	平成21年 6月29日から平成29年 6月28日まで

決議年月日	平成19年 6月28日
付与対象者の区分及び人数(人)	取締役を兼務しない 執行役員 14 使用人 48
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 112,000
付与日	平成19年 7月31日
権利確定条件	付されていない
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	平成21年 6月29日から平成29年 6月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況
 スtock・オプションの数 (注)

決議年月日	平成13年 6月28日	平成14年 6月27日	平成15年 6月27日	平成16年 6月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	174,000	174,000	256,000	363,000
権利確定				
権利行使	52,000	16,000	26,000	33,000
失効				
未行使残	122,000	158,000	230,000	330,000

決議年月日	平成17年 6月29日	平成18年 6月29日	平成18年 6月29日	平成19年 6月28日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	464,000	162,000	115,000	
付与				174,000
失効				
権利確定	464,000			
未確定残		162,000	115,000	174,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定	464,000			
権利行使	13,000			
失効				
未行使残	451,000			

決議年月日	平成19年 6月28日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	112,000
失効	
権利確定	
未確定残	112,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年 6 月28日	平成14年 6 月27日	平成15年 6 月27日	平成16年 6 月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	415	358	360	380
付与日における 公正な評価単価(円)				

決議年月日	平成17年 6 月29日	平成18年 6 月29日	平成18年 6 月29日	平成19年 6 月28日
権利行使価格(円)	313	490	490	461
行使時平均株価(円)	335			
付与日における 公正な評価単価(円)		138	138	96

決議年月日	平成19年 6 月28日
権利行使価格(円)	461
行使時平均株価(円)	
付与日における 公正な評価単価(円)	96

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ)使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ)主な基礎数値及び見積方法

決議年月日		平成19年 6 月28日
株価変動性	(注) 1	36.91%
予想残存期間	(注) 2	5 年
予想配当	(注) 3	5 円 / 株
無リスク利子率	(注) 4	1.39%

(注) 1 5年間(平成14年6月から平成19年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成19年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,452,779	409,593	215,180	2,077,552	—	2,077,552
(2) セグメント間の内部 経常収益	26,932	10,133	125,849	162,915	(162,915)	—
計	1,479,711	419,727	341,029	2,240,468	(162,915)	2,077,552
経常費用	1,215,669	401,701	252,145	1,869,516	(145,202)	1,724,314
経常利益	264,042	18,025	88,883	370,951	(17,713)	353,237

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について4,556百万円、「リース業」について188百万円、「その他事業」について1,496百万円それぞれ多く計上されております。

4 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(9)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について11,716百万円減少しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,426,233	173,984	216,890	1,817,108	—	1,817,108
(2) セグメント間の内部 経常収益	29,757	2,767	148,535	181,060	(181,060)	—
計	1,455,990	176,752	365,425	1,998,168	(181,060)	1,817,108
経常費用	1,312,538	154,398	306,324	1,773,261	(147,115)	1,626,145
経常利益	143,451	22,354	59,101	224,907	(33,944)	190,962

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「リース業」について358,727百万円減少し、「経常費用」は「銀行業」について6百万円、「リース業」について359,345百万円それぞれ減少し、「その他事業」について0百万円増加しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,185,057	945,193	493,293	4,623,545	—	4,623,545
(2) セグメント間の内部 経常収益	58,113	20,644	249,030	327,788	(327,788)	—
計	3,243,171	965,837	742,324	4,951,333	(327,788)	4,623,545
経常費用	2,501,702	921,338	669,064	4,092,105	(299,720)	3,792,384
経常利益	741,469	44,499	73,259	859,228	(28,067)	831,160

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(10)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について10,417百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,695,995	137,724	130,801	113,030	2,077,552	—	2,077,552
(2) セグメント間の内部 経常収益	53,655	28,300	7,890	24,455	114,300	(114,300)	—
計	1,749,650	166,025	138,691	137,485	2,191,853	(114,300)	2,077,552
経常費用	1,475,840	128,653	122,810	102,507	1,829,812	(105,498)	1,724,314
経常利益	273,810	37,371	15,880	34,977	362,040	(8,802)	353,237

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について6,241百万円多く計上されております。

4 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(9)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について11,716百万円減少しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,453,386	120,897	132,713	110,111	1,817,108	—	1,817,108
(2) セグメント間の内部 経常収益	63,688	43,385	3,820	14,111	125,006	(125,006)	—
計	1,517,075	164,283	136,533	124,223	1,942,115	(125,006)	1,817,108
経常費用	1,345,952	146,968	137,725	106,754	1,737,401	(111,255)	1,626,145
経常利益 (△は経常損失)	171,122	17,314	△1,192	17,468	204,714	(13,751)	190,962

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「日本」について351,221百万円減少し、「経常費用」は「日本」について351,845百万円減少しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,911,887	280,556	249,321	181,780	4,623,545	—	4,623,545
(2) セグメント間の内部 経常収益	121,804	59,437	11,000	39,046	231,289	(231,289)	—
計	4,033,692	339,994	260,321	220,826	4,854,834	(231,289)	4,623,545
経常費用	3,359,217	240,378	249,869	156,831	4,006,298	(213,913)	3,792,384
経常利益	674,474	99,615	10,451	63,994	848,536	(17,375)	831,160

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(10)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について10,417百万円減少しております。

【海外経常収益】

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	381,556
II 連結経常収益	2,077,552
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	18.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	363,722
II 連結経常収益	1,817,108
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	20.0

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	711,657
II 連結経常収益	4,623,545
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	15.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

I 前中間連結会計期間

1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である三井住友銀行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び有限責任中間法人等の形態によっております。)14社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社14社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,865,600百万円、負債総額(単純合算)は2,865,738百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、三井住友銀行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の当中間連結 会計期間末残高 (平成19年9月30日現在)	主な損益 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
		(項目)	(金額)
貸出金	2,158,322	貸出金利息	3,950
信用枠	859,423	役務取引等収益	1,541
流動性枠	429,459	—	—

II 前連結会計年度

1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である三井住友銀行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び有限責任中間法人等の形態によっております。)14社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社14社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は3,219,524百万円、負債総額(単純合算)は3,219,835百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、三井住友銀行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の当連結 会計年度末残高 (平成20年3月31日現在)	主な損益 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		(項目)	(金額)
貸出金	1,803,952	貸出金利息	25,194
信用枠	905,533	役務取引等収益	2,509
流動性枠	326,074	—	—

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

リース事業会社の合併及びオートリース事業会社の合併

当社、三井住友銀リース株式会社(以下、「三井住友銀リース」という。)及び三井住友銀オートリース株式会社(以下、「三井住友銀オート」という。)は、平成19年7月30日に住友商事株式会社(以下、「住友商事」という。)、住商リース株式会社(以下、「住商リース」という。)及び住商オートリース株式会社(以下、「住商オート」という。)との間で、リース事業及びオートリース事業の戦略的共同事業化について、並びに、三井住友銀リースと住商リースの合併及び住商オートと三井住友銀オートの合併につき最終合意し、それぞれについての「共同事業に関する基本契約書」を締結するとともに、「合併契約書」を締結いたしました。この合併契約に基づき、三井住友銀リースと住商リース、住商オートと三井住友銀オートは、それぞれ平成19年10月1日に合併いたしました。

(パーチェス法適用関係)

リース事業会社の合併

1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

住商リース(事業の内容：リース事業)

(2) 企業結合を行った主な理由

合併により、三井住友フィナンシャルグループ及び住友商事グループ双方の優良な顧客基盤をベースに、リース取扱商品の多様化等により、本邦ナンバーワンのリース取扱高を実現するとともに、銀行系リースの「財務」を切り口としたノウハウと、商社系リースの「モノ」「商流」を切り口としたノウハウを結集・融合し、従来型のリースに留まらない取扱機種の多様化、差別化、高付加価値化を推進することにより、高度化するマーケットニーズに的確に応えられるハイクオリティなリース会社を目指すことといたしました。

(3) 企業結合日

平成19年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

住商リースを存続会社とする吸収合併方式とし、三井住友銀リースは解散いたしました。

(合併会社の商号：三井住友ファイナンス&リース株式会社)

(5) 結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(6) 取得した議決権比率

55%

2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

三井住友銀リース普通株式の評価額の45%相当額	140,648百万円
三井住友銀リース種類株式の評価額の45%相当額	24,750百万円
取得原価	165,398百万円

4 株式の種類別の合併比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類及び合併比率

普通株式 住商リース 1：三井住友銀リース 1.4859 (注)

種類株式 住商リース 1：三井住友銀リース 5.7050 (注)

(注) 小数点第五位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 合併比率の算定方法

本件合併の合併比率(以下、「本件合併比率」という。)については、その公平性と妥当性を期すため、三井住友銀リースが大和証券エスエムビーシー株式会社を、住商リースが野村証券株式会社をそれぞれファイナンシャル・アドバイザーに選定し、各ファイナンシャル・アドバイザーによる本件合併比率の算定結果を参考に、両社が交渉・協議を行い決定いたしました。

(3) 交付株式数及びその評価額

三井住友銀リースの株式31,375,000株(普通株式30,000,000株、種類株式1,375,000株)に対して、住商リースの普通株式52,422,762株(普通株式に対し44,578,289株、種類株式に対し7,844,473株)を割当て交付。その評価額は367,552百万円であります。

5 発生したのれん、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

88,090百万円

(2) 発生原因

取得原価と住商リースに係る当社持分増加額との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	1,392,490百万円		
うちリース資産	632,224百万円	貸出金	329,069百万円

(2) 負債の額

負債合計	1,249,703百万円		
うち借入金	571,741百万円	短期社債	393,000百万円

7 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

(1) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における経常収益及び損益情報との差額

経常収益	277,442百万円
経常利益	35,319百万円
当期純利益	30,938百万円

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(2) 概算額の算定方法及び重要な前提条件

概算額の算定については住商リースの平成19年4月1日から平成19年9月30日の損益計算書の数値を基礎として、連結会計年度開始の日に遡って算出したものであります。なお、実際に企業結合が連結会計年度開始の日に完了した場合の経営成績を示すものではありません。

また、上記情報につきましては、あずさ監査法人の監査証明を受けておりません。

(子会社の企業結合関係)

オートリース事業会社の合併

1 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式

(1) 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業	住商オート(事業の内容：オートリース事業)
被結合企業	三井住友銀オート(事業の内容：オートリース事業)

(2) 企業結合を行った主な理由

合併により、住商オートのバリューチェーンに基づく高付加価値サービスと、三井住友銀オートの営業ネットワークとを融合させ、競争の激化するオートリース業界で勝ち残りを図り、住友商事グループ及び三井住友フィナンシャルグループ双方の優良な顧客基盤をベースに、マーケットシェアで業界トップを狙う体制を構築するとともに、商社系オートリースの「モノ」「商流」を切り口としたノウハウと、銀行系オートリースの「財務」を切り口としたノウハウを結集・融合し、多様なサービスを追求することにより、更なる顧客満足度の向上を目指すことといたしました。

(3) 企業結合日

平成19年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

住商オートを存続会社とする吸収合併方式とし、三井住友銀オートは解散いたしました。

(合併会社の商号：住友三井オートサービス株式会社)

2 会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準(企業会計基準第7号)第20項」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用しております。

3 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称

リース業

4 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額

経常収益	69,752百万円
経常利益	2,237百万円
当期純利益	1,254百万円

5 継続的関与の主な概要

三井住友銀オート及びその子会社を当社の連結子会社から除外し、住友三井オートサービス株式会社及びその子会社を新たに当社の持分法適用の関連会社としております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	460,168.95	404,976.05	424,546.01
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	21,694.19	10,092.43	59,298.24
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	20,840.67	9,964.41	56,657.41

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	170,592	83,281	461,536
普通株主に帰属しない 金額	百万円	6,479	5,352	12,958
(うち優先配当額)	百万円	6,479	5,352	12,958
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	164,113	77,929	448,577
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	7,564	7,721	7,564
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	3,376	2,144	6,751
(うち優先配当額)	百万円	3,381	2,254	6,763
(うち連結子会社及び 持分法適用関連会社 の潜在株式による 調整額)	百万円	△4	△109	△11
普通株式増加数	千株	471	314	471
(うち優先株式)	千株	471	314	471
(うち新株予約権)	千株	0	0	0
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要		—	—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	5,268,853	5,257,748	5,224,076
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	1,787,738	2,130,760	2,012,532
(うち優先株式)	百万円	360,303	310,203	360,303
(うち優先配当額)	百万円	6,479	5,352	6,479
(うち新株予約権)	百万円	27	56	43
(うち少数株主持分)	百万円	1,420,928	1,815,148	1,645,705
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資産額	百万円	3,481,115	3,126,988	3,211,544
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	7,564	7,721	7,564

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																		
<p>当社、三井住友銀リース株式会社(以下、「三井住友銀リース」という。)及び三井住友銀オートリース株式会社(以下、「三井住友銀オート」という。)は、平成19年7月30日に住友商事株式会社(以下、「住友商事」という。)、住商リース株式会社(以下、「住商リース」という。)及び住商オートリース株式会社(以下、「住商オート」という。)との間で、リース事業及びオートリース事業の戦略的共同事業化について、並びに、三井住友銀リースと住商リースの合併及び住商オートと三井住友銀オートの合併につき最終合意し、それぞれについての「共同事業に関する基本契約書」を締結するとともに、「合併契約書」を締結いたしました。この合併契約に基づき、三井住友銀リースと住商リース、住商オートと三井住友銀オートは、それぞれ平成19年10月1日に合併いたしました。</p> <p>(パーチェス法適用関係) リース事業会社の合併</p> <p>1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容 住商リース (事業の内容：リース事業)</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 合併により、三井住友フィナンシャルグループ及び住友商事グループ双方の優良な顧客基盤をベースに、リース取扱商品の多様化等により、本邦ナンバーワンのリース取扱高を実現するとともに、銀行系リースの「財務」を切り口としたノウハウと、商社系リースの「モノ」「商流」を切り口としたノウハウを結集・融合し、従来型のリースに留まらない取扱機種種の多様化、差別化、高付加価値化を推進することにより、高度化するマーケットニーズに的確に応えられるハイクオリティなリース会社を目指すことといたしました。</p>	<p>1 当社は、平成20年11月19日開催の取締役会において、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを承認する決議をいたしました。償還される優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積的永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円</p> <p>(4) 償還予定日 平成21年1月26日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日の到来による</p> <p>2 当社は、平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする100%出資子会社SMFG Preferred Capital JPY 2 Limitedを英国領ケイマン諸島に設立することを決議いたしました。</p> <p>決議された発行予定の優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="587 1294 994 2011"> <tr> <td>発行体</td> <td>SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td>証券の種類</td> <td>円建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用する予定</td> </tr> <tr> <td>優先順位</td> <td>本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位</td> </tr> <tr> <td>発行形態</td> <td>国内私募(大和証券エスエムビーシー株式会社及び野村証券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家等に対して取得の申込の勧誘を実施)</td> </tr> <tr> <td>上場</td> <td>非上場</td> </tr> </table> <p>(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としております。</p>	発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社	証券の種類	円建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません	発行総額	未定	資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用する予定	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位	発行形態	国内私募(大和証券エスエムビーシー株式会社及び野村証券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家等に対して取得の申込の勧誘を実施)	上場	非上場	<p>1 当社は、平成20年4月28日開催の取締役会において、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議いたしました。償還される優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 SB Treasury Company L. L. C.</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積的永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 1,800百万米ドル</p> <p>(4) 償還予定日 平成20年6月30日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日の到来による</p> <p>2 当社は、平成20年4月28日開催の取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする100%出資子会社SMFG Preferred Capital USD 2 Limitedを英国領ケイマン諸島に設立することを決議し、平成20年5月12日付で同社普通株式への払込みを完了いたしました。</p> <p>発行した優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="1010 1205 1409 1933"> <tr> <td>発行体</td> <td>SMFG Preferred Capital USD 2 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td>証券の種類</td> <td>米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>1,800百万米ドル</td> </tr> <tr> <td>配当率</td> <td>年8.75% (固定)</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>1証券あたり1千米ドル</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用</td> </tr> <tr> <td>優先順位</td> <td>本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位</td> </tr> <tr> <td>発行形態</td> <td>ユーロ市場における募集及び米国市場における適格機関投資家向け私募</td> </tr> <tr> <td>上場</td> <td>シンガポール証券取引所</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成20年5月12日</td> </tr> </table>	発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社	証券の種類	米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません	発行総額	1,800百万米ドル	配当率	年8.75% (固定)	発行価格	1証券あたり1千米ドル	資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位	発行形態	ユーロ市場における募集及び米国市場における適格機関投資家向け私募	上場	シンガポール証券取引所	払込日	平成20年5月12日
発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社																																			
証券の種類	円建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません																																			
発行総額	未定																																			
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用する予定																																			
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位																																			
発行形態	国内私募(大和証券エスエムビーシー株式会社及び野村証券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家等に対して取得の申込の勧誘を実施)																																			
上場	非上場																																			
発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社																																			
証券の種類	米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません																																			
発行総額	1,800百万米ドル																																			
配当率	年8.75% (固定)																																			
発行価格	1証券あたり1千米ドル																																			
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用																																			
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位																																			
発行形態	ユーロ市場における募集及び米国市場における適格機関投資家向け私募																																			
上場	シンガポール証券取引所																																			
払込日	平成20年5月12日																																			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
<p>(3) 企業結合日 平成19年10月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 住商リースを存続会社とする 吸収合併方式とし、三井住友銀 リースは解散いたしました。 (合併会社の商号：三井住友 ファイナンス&リース株式会 社)</p> <p>(5) 結合後企業の名称 株式会社三井住友フィナンシ ャルグループ</p> <p>(6) 取得した議決権比率 55%</p> <p>(子会社の企業結合関係) オートリース事業会社の合併</p> <p>1 子会社を含む結合当事企業の名 称及び事業の内容、企業結合を行 った主な理由、企業結合日及び企 業結合の法的形式</p> <p>(1) 子会社を含む結合当事企業の 名称及び事業の内容 結合企業 住商オート (事業の内容：オートリース 事業) 被結合企業 三井住友銀オート (事業の内容：オートリース 事業)</p> <p>(2) 企業結合を行った主な理由 合併により、住商オートのバ リューチェーンに基づく高付加 価値サービスと、三井住友銀オ ートの営業ネットワークとを融 合させ、競争の激化するオート リース業界で勝ち残りを図り、 住友商事グループ及び三井住友 フィナンシャルグループ双方の 優良な顧客基盤をベースに、マ ーケットシェアで業界トップを 狙う体制を構築するとともに、 商社系オートリースの「モノ」 「商流」を切り口としたノウハ ウと、銀行系オートリースの 「財務」を切り口としたノウハ ウを結集・融合し、多様なサー ビスを追求することにより、更 なる顧客満足度の向上を目指す ことといたしました。</p>		<p>3 当社は、平成21年1月に予定さ れている「株式等の取引に係る決 済の合理化を図るための社債等 の振替に関する法律等の一部を改正 する法律」(平成16年法律第88 号。以下、「決済合理化法」とい う。)の施行による株券電子化に 伴い、この制度の取扱対象外とさ れている端株の整理を行うため、 平成20年5月16日開催の取締役会 において、「決済合理化法」の施 行日の前日を効力発生日として、 普通株式1株を100株に分割する ことを決議いたしました。また、 平成20年6月27日開催の定時株主 総会及び各種類株式に係る種類株 主総会において、発行済株式総数 等の増加及び普通株式の単元株式 数を100株とする単元株制度の採 用等を目的とした定款等の一部変 更を決議いたしました。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に 行われたと仮定した場合の前連結 会計年度における1株当たり情報 及び当期首に行われたと仮定した 場合の当連結会計年度における1 株当たり情報はそれぞれ次のとお りであります。</p> <table border="1" data-bbox="1010 1193 1404 1541"> <thead> <tr> <th data-bbox="1010 1193 1209 1305">前連結会計年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)</th> <th data-bbox="1209 1193 1404 1305">当連結会計年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1010 1305 1209 1373">1株当たり 純資産額 4,692円29銭</td> <td data-bbox="1209 1305 1404 1373">1株当たり 純資産額 4,245円46銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 1373 1209 1440">1株当たり 当期純利益 570円86銭</td> <td data-bbox="1209 1373 1404 1440">1株当たり 当期純利益 592円98銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1010 1440 1209 1541">潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 514円94銭</td> <td data-bbox="1209 1440 1404 1541">潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 566円57銭</td> </tr> </tbody> </table>	前連結会計年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	1株当たり 純資産額 4,692円29銭	1株当たり 純資産額 4,245円46銭	1株当たり 当期純利益 570円86銭	1株当たり 当期純利益 592円98銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 514円94銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 566円57銭
前連結会計年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)									
1株当たり 純資産額 4,692円29銭	1株当たり 純資産額 4,245円46銭									
1株当たり 当期純利益 570円86銭	1株当たり 当期純利益 592円98銭									
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 514円94銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 566円57銭									

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(3) 企業結合日 平成19年10月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 住商オートを存続会社とする 吸収合併方式とし、三井住友銀 オートは解散いたしました。 (合併会社の商号：住友三井 オートサービス株式会社)</p> <p>2 会計処理の概要 「事業分離等に関する会計基準 (企業会計基準第7号)第20項」に 規定する個別財務諸表上及び連結 財務諸表上の会計処理を適用いた します。</p> <p>3 事業の種類別セグメントにおい て、当該子会社が含まれていた事 業区分の名称 リース業</p> <p>4 当中間連結会計期間の中間連結 損益計算書に計上されている当該 子会社に係る損益の概算額 経常収益 69,752百万円 経常利益 2,237百万円 中間純利益 1,254百万円</p> <p>5 継続的関与の主な概要 三井住友銀オート及びその子会 社を当社の連結子会社から除外 し、住友三井オートサービス株式 会社及びその子会社を新たに当社 の持分法適用の関連会社としてお ります。</p>		

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

なお、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、「累計差額方式」により作成しております。

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	865,206
資金運用収益	569,421
(うち貸出金利息)	400,483
(うち有価証券利息配当金)	101,290
信託報酬	703
役務取引等収益	180,643
特定取引収益	6,713
その他業務収益	104,059
その他経常収益	3,664
経常費用	747,878
資金調達費用	221,051
(うち預金利息)	102,917
役務取引等費用	31,312
特定取引費用	△78,120
その他業務費用	91,144
営業経費	263,774
その他経常費用	218,715
経常利益	117,327
特別利益	620
特別損失	1,956
税金等調整前四半期純利益	115,992
法人税、住民税及び事業税	23,204
法人税等調整額	43,522
法人税等合計	66,726
少数株主利益	24,081
四半期純利益	25,184

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 要約貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	46,052	10,153	53,735
その他	2,732	5,371	15,220
流動資産合計	48,785	15,524	68,956
固定資産			
有形固定資産	1 6	1 3	1 4
無形固定資産	14	5	9
投資その他の資産	3,952,663	3,976,422	3,952,246
関係会社株式	3,950,934	3,972,567	3,950,642
その他	1,728	3,854	1,603
固定資産合計	3,952,685	3,976,432	3,952,260
資産合計	4,001,470	3,991,957	4,021,217
負債の部			
流動負債			
短期借入金	1,059,030	1,049,030	1,049,030
未払法人税等		785	1,539
賞与引当金	82	97	81
役員賞与引当金	-	-	74
その他	2,055	1,511	1,517
流動負債合計	1,061,168	1,051,424	1,052,242
固定負債			
役員退職慰労引当金	178	162	225
固定負債合計	178	162	225
負債合計	1,061,347	1,051,587	1,052,468
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,420,877	1,420,877	1,420,877
資本剰余金			
資本準備金	642,355	642,355	642,355
その他資本剰余金	288,073	287,963	288,031
資本剰余金合計	930,429	930,319	930,386
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	30,420	30,420	30,420
繰越利益剰余金	641,456	642,199	670,259
利益剰余金合計	671,876	672,619	700,679
自己株式	83,060	83,445	83,194
株主資本合計	2,940,122	2,940,370	2,968,749
純資産合計	2,940,122	2,940,370	2,968,749
負債純資産合計	4,001,470	3,991,957	4,021,217

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業収益			
関係会社受取配当金	15,022	38,493	89,693
関係会社受入手数料	8,913	11,166	21,944
営業収益合計	23,936	49,659	111,637
営業費用			
販売費及び一般管理費	※1 3,333	※1 3,466	※1 6,246
営業費用合計	3,333	3,466	6,246
営業利益	20,602	46,193	105,391
営業外収益	※2 282	※2 142	※2 466
営業外費用	※3 9,228	※3 12,563	※3 16,794
経常利益	11,655	33,771	89,063
税引前中間純利益	11,655	33,771	89,063
法人税、住民税及び事業税	1,583	3,850	5,470
法人税等調整額	706	△2,153	618
法人税等合計	2,289	1,696	6,088
中間純利益	9,366	32,074	82,975

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,420,877	1,420,877	1,420,877
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,420,877	1,420,877	1,420,877
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	642,355	642,355	642,355
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	642,355	642,355	642,355
その他資本剰余金			
前期末残高	288,113	288,031	288,113
当中間期変動額			
自己株式の処分	△39	△67	△82
当中間期変動額合計	△39	△67	△82
当中間期末残高	288,073	287,963	288,031
資本剰余金合計			
前期末残高	930,469	930,386	930,469
当中間期変動額			
自己株式の処分	△39	△67	△82
当中間期変動額合計	△39	△67	△82
当中間期末残高	930,429	930,319	930,386
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	30,420	30,420	30,420
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	30,420	30,420	30,420
繰越利益剰余金			
前期末残高	698,709	670,259	698,709
当中間期変動額			
剰余金の配当	△66,619	△60,135	△111,425
中間純利益	9,366	32,074	82,975
当中間期変動額合計	△57,253	△28,060	△28,450
当中間期末残高	641,456	642,199	670,259
利益剰余金合計			
前期末残高	729,129	700,679	729,129
当中間期変動額			
剰余金の配当	△66,619	△60,135	△111,425
中間純利益	9,366	32,074	82,975
当中間期変動額合計	△57,253	△28,060	△28,450
当中間期末残高	671,876	672,619	700,679

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	△82,578	△83,194	△82,578
当中間期変動額			
自己株式の取得	△641	△423	△901
自己株式の処分	158	172	285
当中間期変動額合計	△482	△251	△616
当中間期末残高	△83,060	△83,445	△83,194
株主資本合計			
前期末残高	2,997,898	2,968,749	2,997,898
当中間期変動額			
剰余金の配当	△66,619	△60,135	△111,425
中間純利益	9,366	32,074	82,975
自己株式の取得	△641	△423	△901
自己株式の処分	119	105	202
当中間期変動額合計	△57,775	△28,378	△29,149
当中間期末残高	2,940,122	2,940,370	2,968,749
純資産合計			
前期末残高	2,997,898	2,968,749	2,997,898
当中間期変動額			
剰余金の配当	△66,619	△60,135	△111,425
中間純利益	9,366	32,074	82,975
自己株式の取得	△641	△423	△901
自己株式の処分	119	105	202
当中間期変動額合計	△57,775	△28,378	△29,149
当中間期末残高	2,940,122	2,940,370	2,968,749

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により行っております。 (2) その他有価証券 時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ。)に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前事業年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ119百万円多く計上されております。</p>	<p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。</p>
4 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	_____	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
金融商品に関する会計基準 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。	_____	金融商品に関する会計基準 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
_____	リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。	_____

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
_____	(中間貸借対照表関係) 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)が「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第65号 平成19年8月15日)により改正されたことに伴い、前中間会計期間において「流動負債」中の「その他」に含めて表示しておりました未払法人税等を、当中間会計期間より「流動負債」中の「未払法人税等」として表示しております。 なお、前中間会計期間の「流動負債」中の「その他」に含まれる「未払法人税等」は、543百万円であります。

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>株式の分割</p> <p>当社は、平成21年1月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成20年5月16日開催の取締役会において、「決済合理化法」の施行日の前日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、発行済株式総数等の増加及び普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度の採用等を目的とした定款等の一部変更を決議いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 (平成20年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 6百万円 2 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して95,305百万円の保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 9百万円 2 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して33,470百万円の保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 8百万円 2 偶発債務 株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して80,319百万円の保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 7百万円 ※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 122百万円 ※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 4,904百万円 関係会社 株式評価損 4,226百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 3百万円 ※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 107百万円 ※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 6,045百万円 支払手数料 6,517百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 3百万円 無形固定資産 12百万円 ※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 298百万円 ※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 11,012百万円 支払手数料 1,263百万円 関係会社 株式評価損 4,518百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	67,855.95	583.58	130.62	68,308.91	(注)1, 2
合 計	67,855.95	583.58	130.62	68,308.91	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加583.58株は、端株の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少130.62株は、端株の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

II 当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	68,516.41	534.46	142.19	68,908.68	(注)1, 2
第5回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第6回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第7回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
第8回第四種優先株式	—	4,175	4,175	—	(注)3, 4
合 計	68,516.41	17,234.46	16,842.19	68,908.68	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加534.46株は、端株の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少142.19株は、端株の売渡しによるものであります。

3 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の増加4,175株は、平成20年4月30日に、取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。

4 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の各自己株式の減少4,175株は、平成20年5月16日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

III 前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	67,855.95	895.01	234.55	68,516.41	(注)1, 2
合 計	67,855.95	895.01	234.55	68,516.41	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加895.01株は、端株の買取りによるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少234.55株は、端株の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

(リース取引関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

記載対象の取引はありません。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

記載対象の取引はありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

記載対象の取引はありません。

(有価証券関係)

I 前中間会計期間(平成19年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,557百万円	3,557百万円	一百万円

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

II 当中間会計期間(平成20年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,265百万円	2,642百万円	△622百万円

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

III 前事業年度(平成20年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,265百万円	3,265百万円	一百万円

(注) 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
		<p>当社は、平成21年1月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化」という。)の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成20年5月16日開催の取締役会において、「決済合理化」の施行日の前日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、発行済株式総数等の増加及び普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度の採用等を目的とした定款等の一部変更を決議いたしました。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報はそれぞれ次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1187 1396 1534"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 1187 1204 1310">前事業年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)</th> <th data-bbox="1204 1187 1396 1310">当事業年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1013 1310 1204 1377">1株当たり 純資産額 3,423円83銭</td> <td data-bbox="1204 1310 1396 1377">1株当たり 純資産額 3,394円55銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1013 1377 1204 1444">1株当たり 当期純利益 463円26銭</td> <td data-bbox="1204 1377 1396 1444">1株当たり 当期純利益 91円34銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1013 1444 1204 1534">潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 419円73銭</td> <td data-bbox="1204 1444 1396 1534">潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 91円34銭</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	1株当たり 純資産額 3,423円83銭	1株当たり 純資産額 3,394円55銭	1株当たり 当期純利益 463円26銭	1株当たり 当期純利益 91円34銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 419円73銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 91円34銭
前事業年度 (自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)									
1株当たり 純資産額 3,423円83銭	1株当たり 純資産額 3,394円55銭									
1株当たり 当期純利益 463円26銭	1株当たり 当期純利益 91円34銭									
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 419円73銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 91円34銭									

4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当)

平成20年11月14日開催の取締役会において、第7期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	60,105百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	7,000円
優先株式	
第四種優先株式	67,500円
第六種優先株式	44,250円
効力発生日及び支払開始日	平成20年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月 5 日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 正 典 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼 野 廣 志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社、住商オートリース株式会社と三井住友銀オートリース株式会社は、それぞれ平成19年10月1日に合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、

1. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議した。
2. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社の設立及び当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月 5 日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 正 典 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼 野 廣 志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤正典 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野廣志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田裕行 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 北山 禎介

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長北山禎介は、当社の第7期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。